

第七十一回国会 衆議院 内閣委員會議 録 第四十九号

昭和四十八年八月三十一日(金曜日)

午前十時六分開議

出席委員

- 委員長 三原 朝雄君
- 理事 奥田 敬和君
- 理事 笠岡 喬君
- 理事 藤尾 正行君
- 理事 木原 実君
- 赤城 宗徳君
- 江藤 隆美君
- 近藤 鉄雄君
- 三塚 博君
- 上原 康助君
- 横路 孝弘君
- 鈴木 康雄君
- 理事 加藤 陽三君
- 理事 中山 正暉君
- 理事 大出 俊君
- 理事 中略 雅弘君
- 伊能繁次郎君
- 大石 千八君
- 竹中 修一君
- 吉永 治市君
- 山崎 始男君
- 東中 光雄君
- 受田 新吉君

出席政府委員

- 法務大臣 田中伊三次君
- 外務大臣 大平 正芳君
- 警察庁警備局長 山本 鎮彦君
- 防衛庁防衛局長 久保 卓也君
- 防衛施設庁施設部長 平井 啓一君
- 法務省刑事局長 安原 美穂君
- 法務省入国管理局長 吉岡 章君
- 外務大臣官房長 鹿取 泰衛君
- 外務省アジア局長 高島 益郎君
- 外務省アメリカ局長 大河原良雄君
- 外務省欧亜局長 大和田 涉君
- 外務省条約局長 松永 信雄君
- 外務省国際連合局長 鈴木 文彦君

委員外の出席者

- 警察庁警備局長 中島 二郎君
- 事官 内閣委員会調査 室長 本田 敬信君

本日の会議に付した案件

外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

○三原委員長 これより会議を開きます。

外務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大出俊君。

○大出委員 きょうは法務大臣にはまたお忙しいところを御出席いただきまして、たいへん恐縮でございます。

大平外務大臣並びに田中法務大臣お二人は、連日、金大中事件につきましてはお答えになっておられるわけでございまして、外務省の立場、法務省の立場、おのおのそれなりにわかるわけでありますけれども、実は私は、この件について少し各方面の方々のお話を聞き過ぎまして、まあ属人的に仲のよさでいろいろ聞いて歩きましたら、どうも事は事実問題としては結着がついている感じがする。そこで、そなたとすれば、一体これは大きな政治問題でもございまして、一つの大きな收拾の段階にある感じがするわけであります。

そこで、いつまでも外務省の言っておられることと法務省の言っておられることの間、国民の側から見ると何となくすっきり一致しない見方に立たざるを得ない点がありますから、そこらをおひとつきよりは短時間の間にはつきりさせていたいただきたいという気がいたします。

そこで、大平外務大臣に一つ承っておきたいのであります。

旧来から一貫してまいりました外務省の姿勢。まあ犯人の引き渡し条約その他もないのだから、その意味では、法的には日本の主権の侵害、もしそれが相手国の機関であればという問題が片方ある。だが相手国にも、もちろん韓国の人でありますから裁判権がある。裁判権問題等を表に出しまして、法的には金大中氏をどうしても日本に引き渡せたいことをどうも言いたい、こういう態度が旧来からございます。そして二十四日、二十五日ごろの大平外務大臣の答弁によれば、あるいはまた新聞等によりまして、韓国側がわがほうが納得し得るに足る事件の解明を行なうということになった場合には、必ずしも金氏の来日を主張し続けるものでないという、われわれからするとたいへんどうも心外な言い方なども出てきておりました。

片や、田中法務大臣の主張しておりますこの点に關する一貫した御答弁は、法的な問題はいずれといたしましても、被害者がいないんだから、被害者がいないところでこれは捜査をするということとは本来できない。また、第六感ということばを使われましたが、ある国の、あるいは某国の政府機関の、K C I A ということになると思ふのであります。しわざだというふうに考えるという話まで出まして、したがって、金大中氏がいなくなると前の状態に戻せ、これが法律問題を云々する前に国民感情であろう、その意味の道義的責任が相手国にあるだろう、こういう主張が答弁の中に出てきておるわけであります。

そこでまず大平外務大臣に、外務省が一貫してまいりました、事件の解明を待つのだ、待つのだ。納得する韓国側の捜査内容等が解明をされれば、金大中氏にどうしてもこの日本に来てもらいたいということを必ずしも主張し続けなくてもいいという意見を述べたい。

いという意味の言い方なども中にありましたが、ここまで参りましたこの時点で、收拾の段階ということをひとつ考えながら、いままでの主張が交わりになっていないのか。それとも、ここまで来たんだからこの時点でどう一体外務省は考えておられるのか、はつきりさせていたいただきたいのであります。

○大平國務大臣 問題の拉致事件は、日本の法域で起こった事件でございます。したがって日本政府といたしましては、この捜査を通じて真相を究明することが第一の任務であると思ひます。それが解明されないこの事態をどう收拾するかの方針が立たないわけでございます。わが國の捜査御当局といたしましては、解明にあたりまして、重要な参考人である金大中氏等の再来日を強く求められておるわけでございます。外務省といたしましては、そのまま韓国政府にその意向を伝えまして、協力を要請し続けておるわけでござい

ます。申すまでもなく、本件はわが國の公安上の大きな問題であるばかりでなく、日韓關係にとりましてもゆゆしい問題であると心得ておるわけでございます。したがって私は、韓国政府におかれまして、そういう観点に立ってわがほうの再三の要請に対しまして協力の意向が表明されることを期待をいたしておるわけです。

○大出委員 いまの答弁は旧来の答弁と全く変わらないわけでありまして、私はどうも、外務省の弱腰といいますが、腰がないんじゃないかと思ふくらいに、弱腰というのは、これは腰がまだあるんだけれども、腰がない、そう言わなければならぬほどに日本政府と韓国の間というのは深入りし過ぎています。そこまでのたいへんな、これはいわば私に言わせればくされ緑的になってしまっている。今日の韓国の日本の資本導入の状況等をな

がめてみて、抜きさしならぬ、朴政権でなければどうにもならぬ。財界の意向もそういうことにならぬ。これが韓国内政面で大ゆれにゆれて、ひとつ変わった事態に発展をするというふうなことがあってはならぬ、これが一番大きな外務省等が考えておられる中心ではないのかという気が私はするのではありません、韓国の態度についても私は憤激いたしておりますが、やり方についても、何ともしてもこれはただでは置けぬという気がするわけでありまして、それ以上にどうも日本政府の、特に外務省がやっております今日までの長い日じちの経過の中にあらわれる態度というものについて、何ともしてもこれは納得いたしかねる国民感情を一体どう考えているのかということになると私は思うのであります。

そこで、私はまずどうしても、金大中氏に日本に再来日という形で来てもらおう、またその関係者の方にも来てもらおう、この点が最後まで貫徹をされなければならぬ筋だと思っております。だから何が何でもこれだけはどんなことがあっても実現をさせる、この意思が、主権の侵害ということがある一方ありますけれども、それ以上に大きな国民感情だと私は思っているわけでありまして、とにかく法治国家に間違いない日本の国から、いかなる手段を講じたかは別として、いきなり韓国に持っていくてしまおうというようなことがあっていいはずはない。法律以前の問題、そう私は考えている。

そういう意味で法務大臣にひとつ承りたいのは、一貫して変わらない主張をお続けになつておられますけれども、この時点で、一方田中総理が、どうもいささかたしなめきみなことを言っておられますが、総理は一國の責任者ですから、多少外交的なことをお考えになることはないとしても、捜査の意味における責任をお持ちの行政長官でございますだけに、法務大臣の立場というのは今日まではつきりしている。これをこの時点でもう一つ強力にひとつ金大中氏の再来日を求めるという姿勢が必要だという気がするものであります。

すが、この時点でもう一べんひとつ法務大臣の御答弁を承っておきたいのであります。

○田中(伊)國務大臣 大出先生の御発言で一つ気になることがあるのです。それは、大平外務大臣の仰せになつてきたことと私の発言に食い違いがあるという。これは参議院でもそういうことをおっしゃつたので、冗談じゃないという話をしたのですが、それはそうでない。これは違う場所です、人間がものを言うておられますから、質問も違ふでしょうから、答えのニュアンス、発言のニュアンスというものは幾らか差はあつてあたりまえなんです。あたりまえな差があつてあたりまえを一つも言うておらぬ。同じことを言うておる。どかが同じなのかというと、ごちゃごちゃいろいろございまして、どかが違ふのかということ、いま先生仰せのとおり、本件は金君の再来日を求めるということ、二人の関係者のおいでを願うということが実現をしなければ捜査はこれ以上進まない。事は迷宮に入る。たいへん私は極端なことを言つておる。捜査はこれ以上やれぬ。この責任はどの国にあるのかということも言わなければならぬ段階になってくる。いやでもこれは来てもらわなければならぬ。

しかしここに一つ困つたことがあるのです。これを大平先生は仰せになつておるのであります。が、そんなことを言つたつて国際法上原状回復の義務はないじゃないか、いまの段階では。某国國家機関がやつたことだということが立証されない限りにおいては原状回復の道はないではないか、こういうことに重点を置いて御説明になると、そのとおり私もこれは否定はしていません。そのとおりだ。私が言うておられますのは、それはそれでありますけれども、日韓兩國の間というのはそんなに水くさい間じゃないじゃないか。国際法がどうちを向こうが、日本と韓国との間には永年の緊密な関係を持続して今日に至つておる。現に私が全世界から日本で預かつております外国人の数は七十三万人にも及んでおります。その七十三万人のうち六十二万人、ほとんど全部が朝鮮半島出身

の諸君でございます。この朝鮮と日本との間には、結婚をいたしまして子供ができて、孫ができて、ひ孫ができて、その数は膨大に及んでいゝ。この兩國は、容易なことで亀裂をしたり、容易なことでもぞを生ずるようなことがあるべきものではないのだ。そういう関係にある西國ならば韓国も考へたらどうだ。本人の自由意思で韓国に行つておるんじゃないか。拉致されて韓国にあるものではないか。そして日本が捜査に苦勞しておるんじゃないか。国際法を越えて政治的に考へて、どうしてこれを返すことができないのか、どうしてそういう水くさいことをおっしゃることを強く主張しておる。

けれども、私は外交機関じゃございませぬから、私は国内の法務大臣でございますから、せめて国会でその発言をいたしまして、それが新聞に報道されて、その新聞の報道記事が韓国の耳に入つて、具眼の士があるうと思つて。あほうばかりじゃないと思つて。そこでその具眼の士が、なるほど田中法務大臣の言うておることは一理ある、これはちゃんとせなければならぬな、本人の意思に基づかぬでこつちに棄ておるんだから、これは返してやるくらゐのことはやらなければいかぬ。返してやるという兩國の合意をすることが、国際法上禁ぜられておるといふ問題と違ふ。合意ができれば国際法云々を越えてやれるんだ。それをやれ、それをやらぬといふのなら、やらぬ者に責任があるといふふうに、私が強く力んでおるわけです。これは力む必要があるんだ。

どうも法務大臣が行き過ぎたことを言うといふ、党内でも国内でも一部が私を攻撃しておる。脅迫電話までかかつておるけれども、私は一向差しかへない。それはもう言わなければならぬ。この際言うべきだ、えらい事態が発生するといふことを私は言うておる。これを腰強く主張をしていけば早晩戻つてくる。戻らなければ兩國は重大事態——その重大事態の中身は言えぬけれども、重大事態に入る、こういうふうに私は考へ

て、御質問があればよく、強く何度も同じことを申し上げてきておるのでありまして、大平先生の御意向はそれに反対というふうなことは一口も聞いたことはない。またそんなことは言うはずはないです。同じことを言うておる。角度が違ふだけのことであるのです。ですから、外務大臣の仰せになつておることと法務大臣の言つておることとは食い違いがあるではないかというふうなことは、もつてのほかの御判断だといふ話をきのうも参議院で強いたしまして、なるほどさうだといふ御了解を得たわけでございます。

わが國の捜査当局が非常な苦心を重ねて捜査に努力をしておること、外務省がたいへんな熱意をもつて韓国に当たつていただけておるおかげをもつて、私が早くから予想して国会で発言をしておることでございますが、早晩きつと戻る。戻らなければ重大事態。兩國が重大事態になつてアメリカもほつておくはずはない、兩國の重大事態という前提に立てば、これを避けるために必ず戻つてくる、それくらいなことができないことはないといふことを言つておるのでありますが、これは第六感でございますけれども、どうやらこういう私の判断に近い傾向に入つてきておる。

それからもう一つ申し上げたいことは、国会の仰せになることを批判するようで申しわけないのではありませんけれども、そうやんやん仰せになりましても、事件はこの間起つて今日までまだ二週間たつておらぬのです。日本開關以来前例を見ざる大事件が起つておるのです。それを事件が起つてまだ二週間たつておらぬのに、さあどうだどうだと仰せになりますと、いろいろ刺激がありまして、国会の発言をどうこう批判するのじゃありませんけれども、私は国会の御発言がちと気が短過ぎるんじゃないかと思つておるのです。まあ外務省にまかしていただかない、私たちがやまもきしたつて、外務省にまかす以外にないのです。大平先生におまかせをしまししょう。必ず戻ることになるという確信を私は持つておるのでございます。政府におります大平先生と私との間に決して食い違

二

はない。同じことを言っておるのです。言うことばが違ふのと、私が強く、きつくもの言う男でありますから、少し言うておることが違ふように見えるだけのことで、一方は消極で一方は積極ということはない、同じことを言っておるんだ、これをどうぞひとつ腹から御理解をいただいて御声援をいただきたい。

○大出委員 大平さんは、長いおつき合いだけれども、ものを聞いて三年たつて答えるようなところがあるのですな。善意でものを考えれば、たいへんに慎重でおいでになる。それでいいのでしよう。何か聞いてみたら忘れたころにものを言ひ思うな感じ、もう少しばきばき言つてくれぬかと思ふことがある。それはそういうタイプでございませうから、それはそれでいいわけです。また法務大臣はたいへんに話の早い方だから、まだ百八十度くらいでいいと思つておるうちに、三百六十度くらいまでいっちゃうわけですね。私は宿舎が一緒でしたから、よくふろでの中で裸談議まで大臣といたしましたが、たいへんに早いです。

その差だけならいいのです。いま話がありましたように、大平さん言つておることと田中法務大臣の言つておることはやはり違ふのです。どこが違ふかということなんです、ここにも二十五日の毎日新聞の記事がありますが、外務省は「真相が分かれば」対韓関係悪化を憂慮、「金氏ら引渡し固執せぬ」というのです。これは大平さんの答弁の中からも推測ができる。きょうは時間がありませんから一々あげません。だいたい詳しく調べてみましたが、外務省のクラブの諸君に聞いてみましたけれども、そういう考え方が確かに外務省にはある。このところ一日二日だいが変わったように思ひますけれども、つまり法律的に原状回復といつたつて相手国にそういう義務はないではないかと外務省は言ふ。相手国に義務があるなしの問題を言つておるんじゃないのです。法治国家の日本から、それぞれこの国の政治を担当する諸君との間の長いつき合ひもあり、さて日比谷公会堂で演説会をやるやうという計画も進

み、そういう人がある日突然連れ去るといふ、拉致して消してしまふといふ。お元気にあられたからまだしものこと、それつきりになつてしまふ可能性だつてある。先例がありませんよ。おまけに今月号の「世界」ではありませんが、金大中氏がみずから語つておられる中身がずつと載つておるけれども、反共法にひつかかつて東大に学んだ方まで何人か処刑されている。それはあり得る。

そういうことがこの国を舞台にやられて、この国の政治に携わる私どもが黙つていられる筋合いのものじゃない。こんなものは法律以前の問題だ。法治国家から持つていったんだから、返せといふことはあたりまえだ。法律上の問題じゃない。法律論の土俵であつたと私はやり合ふ気はない。ふざけたことをするなということ。

そうなれば韓国の政治体制の問題。残念ながら私どもも、何となく韓国に行きたがらぬ人間です。そうではなくて、韓国に行つて、韓国の野党の諸君といふまでの間にもつと話をしてくるべきであつた。隣の国の韓国に対して、私どもはこれはわれあやまつてという感じがする。ああいうかつての日本の旧軍政時代のような、あるいはそれよりなお悪質ではないかと思われような、全くもつて警戒厳格式な、一メートル置きに水際線に人が立つて監視するといつてもいいような形になつておる。どうしてそんなことになつてしまつたかといふ、実は私どもはその意味の反省さえある。

方に出てきていただいてものを聞いて、それが新聞に載つていけば、日本の世論といふものは、あるいは国会の各党の考え方といふものは、ういふものなんだ、そんな甘いものじゃないぞ。秋の国連総会もあるけれども、そんなものを陰のほうで幾ら外交的に話し合つてみたつてふつ飛んじやうぞといふこと。

それから、あとから申し上げますけれども、まさに韓国に対する世界最大の債権者は日本でしょう。いろいろなつながりがあり過ぎるでしょう。朴政権でなければ困る人もたくさんいるでしょう。勲章をもらった人もたくさんいるでしょう。浦項の製鉄所をつくる時なんかたいへんなもの。私はここで質問いたしました、世界銀行はじめみんな断つた。日本も一べん断つたわけだから。実はそういうくされ縁があるから、法律論を表に出して、国民感情といふものをあたかも考えないかのごとく、くされ縁のほうに先立つて、韓国の政変につながりかねないやうなことで表に出ていますけれども、そういうふうなことで表に出しながら、原状回復の義務はない、法的には裁判権が両方にあるんだからいふやうなことをおっしゃつておるというところに、そうではない、それ以前の問題だといふことに焦点を合つていただかなければならぬ。根本的にそこが違ふ。だからこういう記事が出てくる。

だから私は、大平さんにはつきりしていただきたいのは、どんなことがあつても、時間が何ほかかつても金大中氏に日本に来てもらう。その関係者の方々、捜査当局が言つておられるお二人の方を中心に、必要な人には来ていただく。この点は最後まで国の主権の問題の名にかけて譲らない。この姿勢を堅持していただきたい。私はいろいろの方に聞いてきましたが、うっかりここでしゃべつておると、ついでその人の名前が出てくるので氣をつけて言ひますけれども、まずその姿勢を明確にしたい。いかがですか。

○大平国務大臣 私はじめ外務当局、たいへん弱腰であるといふおしかりでございしますが、いまわれわれの問題は、先ほど申しましたように事態を解明いたしました、それを踏まえた上で、内外の納得のいく解決をはかつていくことであるわけでございます。外務省が強気な姿勢をとるとか弱気な姿勢をとるとかという問題ではないと思つてございまして、こういう大事な問題をいかにして実効をあげてまいるかということをおもひながら、いたしておるわけでございます。強気の姿勢をとることはきわめてやさしいことではございまして、そういうことが問題の本体ではないわけでございます。まして、問題は、そういう意味で日本の権威ある捜査御当局といたしまして、この問題を解明していくためには、金大中氏ほか二名の方から直接事情を聴取しないと事件の解明上支障がある、これを直接聴取することが不可欠のものであるといふ強い御要請でございました。ごもつとも思つております。もしそれを私どもが外務省の机の引き出しに入れてもたしたしておるのなら、大出さんからおしかりを受ける資格があると私は思つてございまして、私どもはさやうなことはいたしてないのであります。そのまます先方の当局に折衝を続けておるわけでございます。先ほどもお答え申し上げましたように、その実現を私は期待をいたしておるわけでございます。態度は一貫しておるわけでございます。何らの変化があるとは私は自覚いたしておりません。

○大出委員 そうしますと、私が実は大平さん、田中さんお二人の外務、法務両大臣に、確かにさつきお話をあつたように、人が違ふば違つた印象を与える場合があり得るが、そののみならず、そうではなくて考え方が違ひやせぬかと受け取らざるを得ぬ。これはあなたの方とさして話したわけじゃないから、あるいは与党の皆さんの中にもそういうお話を私は耳にする。質問された方もあるわけですから、それでは困る。この際やはり、外務省、法務省といふ二つの責任ある省の責任者は、先ほどお話をいたしましたように、全く同じ立場に立つておるのだといふことにきちつとこれはし

ていただかなければ困る。それで夫は、お忙しいのは承知でしたが、法務大臣にまけてお忙しい中を御出席いただいたわけでございます。

そういう意味で私は承っているもので、だからまず捜査当局が、金大中氏の引き渡しあるいは関係者二人の引き渡しをどうしても必要とする、そのことを外務省はそのまま相手方に要請している、こう言うのですが、しからばこれは、最後まで、実現するまでその態度は変えない。ここに引き渡しは固執せぬなどという新聞記事がありますけれども、いささかもそういうことはない。この国から不当に拉致し去った金大中氏でございます。法律云々という問題それ以前の問題として、とにかく日本によこしてくれ、この点については一歩も引かない、この態度を堅持願いたい。いかがでしょうか。

○大平国務大臣 今日までもそういう方針で折衝を続けてまいりましたし、今後も続けてまいりたいのでございます。何も意地なくというわけではなくて、先方の十分な理解も得て私はその実現を期待いたしております。

○大出委員 今後その態度を続けるということでございますから、その限りでは、田中法務大臣がおっしゃっている、最後までこれは金大中氏ほかお二人の方々等についての再来日をどうしても求める、この態度を堅持するという意味で全く一致したということだと思っております。これは国民の感情でございますから、法律以前の問題であります。こんなばかんなことがあるかというのが国民全体の感情です。国民感情というものをまずすなわに皆さんにも受け取っていただいで、法律云々以前の問題、こういうことでこれはひとつ最後まで譲らない、こうしていただきたいのであります。そういう意味のお答えをいただきましたから、この点は了解をいたします。

そこで、もう一つの問題は、先ほど田中法務大臣が、初めからそう言ってきたけれども、どうやらここまできると再来日を実現する、その近いところに来ている、そういう意味の答え方をなさ

いたしました。大平外務大臣にひとつ、外務省が、後官大使その他が——これはポパーアメリカの国務次官補がおいでになった結果かどうか、ほんとうのところはわかりませんが、多分は影響はありという見方はできますけれども、わかりません。法務大臣はまた先ほど、そうならばアメリカも黙っておるまいという言い方をなさっておりますが、黙っていないかたのほうでしよう。行っておられかつまた日本に来ておられるわけだから、ポパー国務次官補が、金大中氏に会った大使、かつまた外務大臣がいまお話しになりましたように、韓国側とその衝に当たって折衝しておられる大使でありますから、これはやはり、ここまで来ると当然最後の詰めだという感じがいたします。田中法務大臣のさっきの答弁からすれば、そう理解する限りは、後官大使が帰日をいたしました、そこらところの最終的な判断が必要になってくる。そういう感じの答弁をきのう外務大臣はされておりますけれども、外務省としては、後官大使を呼んで最後の相談をするというような段階まで来ている、そう私も判断してもよろしい、現時点はそういう時点だという認識でよろしゅうございませうか。

○大平国務大臣 事件発生以来、後官大使に昼夜をおかず非常に苦心、苦勞をいたしておるわけでございます。一度御帰国をいただいで事情を聴取し、これからの運び方を相談したり、また彼自身、大使の激励をしてやりたいという気持ちでございます。先方の大使の都合も聞きまして、なるべく早く一時事務連絡のために帰国いたさせようかと考えております。

○大出委員 そうしますと、もう一べん重ねて承りますが、外務省としてのもの見方も、金大中氏ほかお二人の再来日の実現という問題については相当近い可能性をお持ちである、こういう理解をしてもよろしゅうございませうか。

○大平国務大臣 この時点まで、金大中氏ほか二名の再来日の件につきましては、韓国におきましても捜査中でございますので、応じかねるとい

こと以上にまだ聞いておりません。それじゃこれから先どうかという展望でございますが、私まだ確信を持つまでには至っておりません。

○大出委員 そこで、二つ問題がございますが、一つは、最後まで時間がどうかかろうと、これは西ドイツの例なんかからいけば、最終的なところは一九七一年くらいまでかかっているのです。これはたいへん長い経過がある。

時の国際的な政治情勢その他が違います。私は私なりにいろいろな方々にいろいろな疑点を聞いてまいりましたが、秋の国連総会に外務大臣が九月二十三日ごろおいでになって、二十五日ごろ、おそらく国連総会で日本の立場からものをおっしゃるという日程を持つだろうと思っておりますが、そのために、ロジャーズ前国務長官が韓国においでになって話をしておられたはずであります。関係でも話をいろいろしておられたはずであります。そういう国際情勢もございませうから、そうだとすると、このまま引き渡しが行なわれないで、国会は連日性急に過ぎるではないか、こういう話でございますけれども、おそらく、機会あるたびに、毎日であってもこの問題は延々と続い

いくと私は思う。続けば続くとエスカレーターを思ふ。いま皆さんが国内世論を見ていただければわかりますように、至るところで話題になっていく。私は町をよく歩きますから、どこへ行ったら話が出る。町じゅうの話です。しかも国会は連日やっている。新聞は連日書いています。週刊誌もあらゆる週刊誌が取り上げています。こんなに大きな、まさにいまだかつてない大事件ですね。国内世論もたいへんに強いものがある。こう見ていると私は実は思っている。こんな雰囲気になつていくことはないというくらいに考えていいと思つている。

そうだとすると、いま先の展望ということで、どうなるか、そこから先のことは全くわからぬ、こうおっしゃっているのだが、一つ間違つたら、これは私どもの主張からすれば、それならそれで、何で今日までこんなたいへんな経済援助を国民

の税金においてやっとなければいけないか。援助したものが韓国において一体どういふうになつていくんだ。

これは、金大中氏が日比谷の音楽堂で演説をなさる、その演説原稿まで置いていかれて、私もこれを読んでみましたけれども、私もそれがおそれるようなことをびしびしと指摘している。日本から援助が韓国に行なわれる。だがしかし、それは一握りの独裁者の手に渡つて、はたして国民のどれだけのプラスになっているのか。日本は朴政権をそういう意味でサポートすることなどなだけども、まさに国民不在であつて、日本がそんなことで朴政権を一生懸命ささえている。末端にはさっぱり及ばない。低賃金が続いている。しかもものもうっかり言えない。政治談義については筆談をしなければいけない。これはどうはね返るかという、韓国民の日本に対する反日感情を高めるという意味である。極限に達しているというふうなことを、不正の問題から始まりまして分析をしている。はくは当然だと思つて

すね。

だから、そういう意味でいえば、今日以降、国民の税金に基づく経済的援助なんというものは一切行なうべきでない。それはわれわれ野党を構成する政党の側が一斉にそこまでいくかもしれない。あるところの責任ある方が、断交というようなことをおっしゃつた。そこまですは口にしな

いにしても、経済的には一切ストップをすべきである。その場合に、鉄鋼から始まりましていろいろな資本が、特にここ一、二年は、極端に韓国に工場疎開、企業疎開といつていいような動きになつていく。そういう面の支障は出てくるにしても、政治的にはどうしてもこれは——日米会議以後におけるアメリカの援助要請もありません。後、あとかから承りますが、だが、何もかも含めて一切ここで経済的には交わりを断つて、こういうことを私どもは言いたい。これは一斉に街頭に出て国民に訴えたい、そこまでのことになつてくるのです。ここまですは国内世論が高まつているにも

かかわらず韓国が応じないというならば、国民の皆さんに訴えて、経済断交その他についての国民の了解を得ようという気になるのです、われわれ政界人としては、これはそこまでのことに発展しますよ。

まずもって、もしこのまま過ぎていった場合に、あなたが言うように、再来日の見通しはわからぬ、このまま過ぎていくとすれば、そこまで日本の国内世論というものは高まってしまおうと私は思う。そのことは、田中法務大臣が言ったように、皆さんの立場からしてあるべき姿ではないというところをお考えになっておられるようでありますが、外務大臣、いまの段階で将来にわたる見通しがまだないということになると、日韓関係については、これは非常に憂慮すべき問題に国内的にはなると思えますけれども、あなたはどうかふうにお考えになりますか。

○大平内閣大臣 先ほど御答弁申し上げましたように、本件、不幸な事件でございまして、わが国自体の法秩序の上、公安の上から申しましても不幸な事件であるばかりでなく、どうも韓国人が本件に関与していることが濃厚に見られておる今日、これは日韓兩國の関係にとりまして私は非常に重大だと思っております。したがって、私が先ほど、大事なことはいまこの事件の解明を急ぐことということをお考えに申し上げたわけでございまして、それを急いで、そしてわれわれが掌握いたしました事実、正確な事実を基礎にいたしましてどういふ解決をはかっているかということをお考えのべきだと思っております、いまその過程でございます。したがって、いまこの段階におきまして対韓政策の基本を変えるという気持ちは、私にはありません。また、そうすべきでないと思っております。もしそういふことをするとすれば、それはまた軽率のそしりを受けるだろうと思っております。

する援助におきましても、またその他の先進諸国の後進国援助におきましても、これは確かにいろいろな点から批判があるわけでございまして、たとえば工業化という点に力点を置いてやるべきか、あるいは農業基盤という点に力点を置いてやるべきか、あるいは教育とか技術とか行政とか、あるいは医療とかいうような、つまり人的な側面にもっと力を入れるべきであるとか、いろいろな議論があるわけでございまして、現にわが国がやっておる対韓援助政策につきましても、対韓援助を含めまして内外でいろいろな批判があるわけでございまして、御指摘のように、金大中氏自身も対韓援助について一つの見識のある批判をいたしておることを私もよく承知いたしておるわけでございまして、私も、そういう中でありまして、韓国という隣国、発展途上国に対しまして、どういふ援助をするのが韓国の平和と安定のために役立つかということ、政府なりに判断いたしまして今日まで実行しておるわけでございまして、ことし、エカフェ総会におきまして私は、従来アジアの発展途上国の場合、やや農業面に対する力の入れ方が足りない、工業化といひましても、やはり農業の基盤がしっかりしないと工業化が実らぬわけでございまして、そういう意味におきまして、これからのアジアの開発計画につきましても、もっと農業というものに力点を置くことじやないかということをお提唱いたしまして、アジア各国ばかりでなくほかの国々からもたいへん共鳴を得ておるわけでございまして、私は、対韓援助政策というようなもの、いまあるがままを金科玉条とするのではなくて、これから事態の推移に応じて、その実績も踏まえながら漸次改善してまいらざるべきものと思っております。ただ、この事件の解明中、この事件のゆえに今日ただいまから日本としてはこうするのであるというようなことを打ち出すということに對しましては、私は遺憾ながら—あなたはそういうことをおっしゃっていいと思いません。けれども、もしそう

だと思えば少し意見が違います。○大出委員 実見が多いに違うのですけれどもね。私は、韓国の政治情勢、政治体制というものはそう強固なものでないという見方をします。これは私も実はさつきみずからの反省まで申し上げたのですが、昔、韓国のある労働組合が参りまして、手伝ってもらいたいという。国際自由労働のワクの中ですけれども、私の出身組織がそうだから、ずいぶんひどい話を聞かれましたね。それで、これはたいへんなことだと思つたんだけれども、どうも私も韓国という二の足を踏むくせがある、われわれの所属する党派、立場からすると、ついでどうも行って話をする気にならぬ。これは非常にまずかったと思つていますけれども、ただあの国は、いま昔のような時代じゃありませんから、相当なやはり根強い反共政権という空気がある。アメリカだつて金大中氏とまたもう一人、最近こちらにお見えになって十七日にお帰りになつた、この金大中さんに次ぐ実力者といわれる方、元国連大使の林昌榮さん。この方々ともアメリカ側は、これは反共勢力の中心人物のもう一人の方ですが、縁を切つていない。それは何かというと、韓国の政情をながめていて、いつどうなるかわからぬ要素がある。これは国民がきめるのだからしょうがない。そうだとすると、そのときにしからばどうなるかということまで考えているのだから私は思う。そうすると、何でもかんでも朴政権を支持していかなければならぬという一辺倒で、浦項の製鉄所建設のときに私はずいぶんここで外務大臣に、大平さんじゃありませんでしたけれども、愛知さんのときだつたと思ひますけれども、こまかい質問をしたことがありますが、これら問題のめぐりましても抜き差しならぬところに来ている。じゃ朴政権がかわつたらというところを考えると、いろいろなつながりがあり過ぎているんじゃないかという気が私はする。私はそこは、あまりいいことではない、こう

いう考え方をしているから、基本的に違ふ点がありましよう。ただ、きょうは法務大臣に時間がないところをお出かけたいただきましたから、少し話をそちらのほうに寄せてここで数点承りたいのです。

私が実はいろいろ承つて歩いた限りでは、法務省関係の方々なり警察庁関係の方々なりの話を個々に聞いてみますと、西ドイツの例をあげて言われる方もある。あのときは西ドイツの捜査当局が、確証というところまでいかぬにしても、それに近いものを握つていた。それで、ここまでのものを握つているのだぞといわれて、単なる世論のみでなく韓国側も、それではこちらの捜査その他が終わつたら帰さざるを得ないと、ぼつぼつ帰じていった。もつとも西ドイツの場合は十七人ですから、学者であつたり音楽家であつたり留学生であつたりするのですけれども、個所が多いですから、痕跡もそれはたくさんあつたのです。そういう捜査の違いはあるうといひ方を関係の方々はおっしゃつておられますけれども、しかし私の方がやりとりをした限りは、日本の警察当局の方々は相当なところまで調べておられる。それがはたして確証だといえるかといひないかということになると、ほぼそれに近いところまでは握つておられる。

ただ、最後まで私が個人的に詰めるのと何とおっしゃるかという、しかし大出さん、捜査の基本です。それは何だということ、被害者がいない捜査なんですから、これは捜査の基本だ。それでは、その被害者を西ドイツ並みに日本に引つぱってくるために、調べた結果というものを、確証といふことにならぬかといううらやまが、確証とて、ここまで明らかにしたらどうなんだと詰めてみた。これはお答えいただきたいのですが、韓国から不審な十三人、直後に七人は帰国。名前までいろいろあるようでありますが、これは警視庁はちゃんと調べておられる。韓国、日本、アメリカを結ぶ組織的な動き、こんな組織になつておるのだといううらやままであなた方は調べておら

れる。それから目撃者はいないとか何とかいって、相対調べておられる。二人いたなんていうから、それも追っておられる。不審な車等についても、これまた相当詳しく調べておられる。やはり外交官ナンバーの車二台、ホテルの前にもどうのこうのという問題もここにありますが。これらも聞いてみるとずいぶん調べておられる。それなりに当たりはすべてつけておられる。だが、その一番中心にある金さんがいないからと言う。

大臣、私は必ずしもそうとは思っていない。いまここで調べておられて、日本の警察はある程度ものは言える。びっくりするようなことが出てくる。出てくるが、それを言ったときに一体どうなるかといえ、国内世論というものは、けしからぬと沸騰してしまう。間違ひなく輪をかけて。だから、関係の方、皆さんの中のある人は私に、被害者がいないのだから、はたしてそれが確証か、そういう意味では確証を得るまでは国会ではそれ以上言えませんが、そういうことを言っているのだけれども、それに近いものはある。だが、それを発表した場合に相当大きな影響が出るということなんだとおっしゃっている。実際にはそうなんだろう。つまり、そこまでいけばおっしゃるとおりの大きな政治問題なんです。警察当局のここまで調べているということについては表に出せない、政治的な配慮が要る、そこに一つのポイントがある、そう見なければならぬと私は思う。

だから、あなたが第六感とおっしゃっているのは、単なる第六感ではない。やはり調べている、捜査をしている上に立って、あなたは第六感という答え方をしておられる。それは一番いい回答ですよ。法務大臣、事実問題として一体どこまで調べておるとお考えでございますか。

○田中(伊)国務大臣 大出先生のおこたを避けるように申しわけがないのですが、事件はある程度捜査しておる。しかし、その捜査の段階はどんな段階かという、第一線司法警察当局が捜査を

しておる段階で、捜査の結果は法務省所管の検察当局に送付されていない。昔のことばでいうと送局はないのです。送局のない段階においては、これはしゃんとしなければならぬところであり、具体的な捜査に關して法務大臣が所感を言うてはいけない。これは厳に慎むべきものである、こういうことで、私のものの言ひ方は第六感ということばを使っておられて、捜査の具体的内容に關しては論及をしないであります。そういう事柄なのでございますから、答弁を避けてたいへん申しわけがないのですけれども、法務省を代表する私の立場もある。送局のない、事件送致のない案件について具体的所見を述べるといふことは、これは申しわけがないものと思ひますので、これはひとつお許しをいただきたい。

○大出委員 きょうは実は警察庁の高橋長官においでをいただこうと思ってお願ひをいたしました。いろいろのお話がありましたので、警備局長さんの御出席をいただくことで私は了解をいたしました。これは確かに政治的にいろいろ問題もありました。これは遠慮したわけなんです。そこで、いま私は幾つか問題をお聞きしたいが、警備局長さんのほうで、一体どの程度のところまで、言い方はいろいろありましよう。ありましようが、あなた方がこの問題を調べておられて、一面、あとから申し上げますが、読売新聞の韓国の機関説がある。あるいはまた大臣みずからこれは警察庁の方に言わせると、大臣発言に対する反応、いろいろなお話を聞いて聞きました。それはそれとして、私もどうもあまり言い過ぎてしまふわけにはまいりませんので、聞いた相手の方がいますから。だが、KCIAという問題をめぐっても、相当突っ込んだ捜査をなさっているようでありましよう。したがってそのところを、警備局長さんせつかくおいでをいただきましたから、この時点で一体さつき私が幾つかあげたような問題をどこまでお調べになっておられるのか。これは限界のあることとございませうけれども、お述べをいただきたいのであります。

しておる段階で、捜査の結果は法務省所管の検察当局に送付されていない。昔のことばでいうと送局はないのです。送局のない段階においては、これはしゃんとしなければならぬところであり、具体的な捜査に關して法務大臣が所感を言うてはいけない。これは厳に慎むべきものである、こういうことで、私のものの言ひ方は第六感ということばを使っておられて、捜査の具体的内容に關しては論及をしないであります。そういう事柄なのでございますから、答弁を避けてたいへん申しわけがないのですけれども、法務省を代表する私の立場もある。送局のない、事件送致のない案件について具体的所見を述べるといふことは、これは申しわけがないものと思ひますので、これはひとつお許しをいただきたい。

○山本(鏡)政府委員 お答えいたします。捜査のポイントでございますが、これは現場で金大中氏を連れ去ったと思われる者の特定。このための目撃者の発見。それから梁一東さんの隣の部屋に泊まっていた畑中金次郎、この特定。それから遺留品が各種ございませうが、これをどこで入手したかという形の捜査によつて犯人を特定する。それからホテルから連れ出したと思われる車の特定。これは一応時間帯を大幅に見て三十台あるということ、これを一台一台つぶしてありますが、残念ながらホテルのチェックが下四けたの数字しかないということで、四けたの車は場合によつては日本全国に二百数十台あるということ、その捜査に非常に時間がかかっております。現在三十台のうち十六台はもう関係ないということ、あと十四台、これを一生懸命やっております。

それから、船で出港したという金大中さんのお話から、やはり時間帯を限りまして、向こうに渡った船の捜査、これは三十隻ございませうが、これについてやっております。そういう状況でございます。いずれもこの席ではつきり先生に間違ひないというお話ができる段階に至っていないのは非常に残念だと思ひます。仁さん、こういう現場を見た人に来ていただいで、そういう人から任意の供述を得ないとなかなか確定的な捜査が進まない、こういう状況でございます。

○大出委員 私が承った限りは、これは法務大臣、日本の十項目の要請にたえて韓国の回答が参りましたね。ここにございませうが、回答になっていない中身であります。言つてもしようがないような中身であります。これをめぐりましても、やっただ当の張本人である限りは、何がどうなつてどういふふう金大中氏を韓国に日本のホテルから連れてきたかということとはみんな知つていられるわけですね、やっただ本人だから。やらせただから。やらせた、やっただというわけですからわ

かっている。それは準戒厳令だといふだけども、みごとに入つていって、金さんの家の近くまで持つていった。この事実も明確にある。それは全部わかっている。わかっている張本人が捜査をする、これは一体どういふことなのかということ。これはナンセンスですね。報告が来た。何もありませんね。やっただ張本人が報告しようがないですね。こういうふう私に私がやりましたと、知つていられる人が。裏を返せばそういうこと。話をしてみますと、いや大出さん、やっただ張本人が捜査をするというのにはナンセンスだということになります。かといふ話が出てくる。つまり私はその意味の見当はついてしまつてゐる。法務大臣がおっしゃる——外務大臣はちよつと慎重にものをおっしゃつていますが、しかし先ほど、金大中氏はか二人の方の再来日を最後まで求めるということはお答えをいただきました。そうすると、法務大臣がおっしゃつてゐる筋からすれば、それは非常に近い。私も、秋の国連総会もございませうから、そう長引かしてゐるわけにはいかならうと思ふ。大平さんが二十三日に行かれて二十五日に演説をするのだから、国連総会で話をされるのだから。しかも国連総会の議題の中心は何かといつたら、朝鮮の問題なんだから。そうでしょう。そうだとすると、おそらく韓国側にすれば、その国連総会の時点では腕を組んで、そこから先まで持つていきたいのだからと思ふ、私が韓国の立場でも。だけれども、それで済むかという問題がいまここに存在するから、法務大臣は、比較的近い将来をさして実現するだろう、近づいてゐると私は思つてゐるといふお話が出てきた。

かっている。それは準戒厳令だといふだけども、みごとに入つていって、金さんの家の近くまで持つていった。この事実も明確にある。それは全部わかっている。わかっている張本人が捜査をする、これは一体どういふことなのかということ。これはナンセンスですね。報告が来た。何もありませんね。やっただ張本人が報告しようがないですね。こういうふう私に私がやりましたと、知つていられる人が。裏を返せばそういうこと。話をしてみますと、いや大出さん、やっただ張本人が捜査をするというのにはナンセンスだということになります。かといふ話が出てくる。つまり私はその意味の見当はついてしまつてゐる。法務大臣がおっしゃる——外務大臣はちよつと慎重にものをおっしゃつていますが、しかし先ほど、金大中氏はか二人の方の再来日を最後まで求めるということはお答えをいただきました。そうすると、法務大臣がおっしゃつてゐる筋からすれば、それは非常に近い。私も、秋の国連総会もございませうから、そう長引かしてゐるわけにはいかならうと思ふ。大平さんが二十三日に行かれて二十五日に演説をするのだから、国連総会で話をされるのだから。しかも国連総会の議題の中心は何かといつたら、朝鮮の問題なんだから。そうでしょう。そうだとすると、おそらく韓国側にすれば、その国連総会の時点では腕を組んで、そこから先まで持つていきたいのだからと思ふ、私が韓国の立場でも。だけれども、それで済むかという問題がいまここに存在するから、法務大臣は、比較的近い将来をさして実現するだろう、近づいてゐると私は思つてゐるといふお話が出てきた。

そこで、ここまで来れば、だから政治的解決しかない。まず一つは、韓国自身が、わがほうの政府機関がやつた、あるいは政府機関にごく近い関係の機関がやつた。うっかり政府機関がやつたということも明らかに認められた場合には、李厚洛情報部長じゃありませんけれども、もしわがほうの機関が介入してゐた、あるいはやつたということ

ある限りにおいては責任をとると言っているのだから情報部長が責任とつてやめるといふことになつた場合には、一種の韓国の政変でしよう。日本側としても、さつきから私が申し上げているように、朴政権でなければならぬといふことだから、そうだとすると、韓国に政変が起こることは好まない。あるいは政情不安定になることは好まない。だとすると、よしんば韓国K.C.I.A.がやつたんだといふことであつたにしても、日本の外務省の側がそのことをそのまま表に出せるか、これは問題がありますよ。

そうなる、金大中氏を日本に再来日という形でよす、関係者をよすといふ話が始まるとすれば、その際は、おそらく先ほど田中さんおっしゃっている、たいへんに水くさい仲ではない日韓の中だ。水くさいのであれば話をするのはあたりまえ、話をして、話し合ひで何がそこに政治的にきまらなければならぬ。そうすると、極端なことを言えば、韓国側が介入していない、それ以外の組織、あるいは民間の組織が、その中にはね上がりがあったんだ、別な人間の名前が名前だけ出てくるかもしれない可能性だつてあり得る。そのかわり、金大中氏が日本に再来日でやつてきた、そうすると捜査当局が言っている、被害者がいないところの捜査は本来ない、こう言つておられるその筋に乗せるといふ政治的な解決の方向だつて出てくる。

だが、しかしそうだとすると、そこに残るのは日本の主権の侵害という問題がまた残る。そんなべらばうな話があるか、この事件はそんなに簡単にはね上がりが出てきてやつてのけられるようなしろものか、だれが考えたとてそうなりませよ。そうなりますと、そういう決着のつけ方がはたして可能かどうかという判断だつて必要でしよう、外務省にすれば。

それから、そこから先に、これは法務大臣に聞いておかなければなりませんけれども、金大中氏が法務大臣の言つており日本に来た場合に、韓国は無条件でよすかといふ問題がある。では何日

間捜査に協力をするから韓国に帰してくれ。はたして帰していいといふことになるかどうか。そういう受け入れ方をして一週間なら一週間、十日なら十日、捜査当局は二十日ぐらいのことを言つておられるようだけれども、そうしたら国内世論といふものはまた硬化いたします。捜査期間だけ捜査してまた送り帰した、そうすると反共法だ何だといふのがあつたから、金大中氏の身の安全はどうなんだといふことが国内世論として出てくる。

あるいはまた、日本に亡命するといふことだつてあり得るかもしれない。そうなれば初ケースがで上がる、お認めになるならば。そうではなくて、ポパー國務次官補が韓国に行つて日本に連れて話をしておられる。国連総会における相談に行くのだといふことが表向きの発表です。しかしアメリカと今日まで金大中氏が長いつき合ひを持つてゐることは間違いない事実です。敵たる事実です。韓国の政変のあとに出てくる大統領はあるいは金さんかもしれないといふ新聞の書き方だつてある。そうだとすると、第三国につまり亡命をするといふことだつてあり得る。そこらの筋道の話し合ひ、だつてや酔狂で後官さんが韓国政府と話してゐるのではないし、外務省当局と連絡をとつてゐるわけではない。そこらの問題が一つ大きな問題として現にここにある、こう私は思う。

したがつて法務大臣は、ある国の、あるいは某国K.C.I.A.のしわざであると同第六感で思った。脅迫電話がかかつてきた。けしからぬじゃないか、某国とは一体どこだと言われて、いや特定の国をさしたのではない、いや某国とはどこだ、君が某国だといふようなことを言つたといふことが新聞に出ておりましたかね。大臣、名言だと思つておつた。田中さんはうまいことをおっしゃると思つた。

だが、この一連の動きを考えたときに、これは政治的な処理の段階に入つてゐると私は見てゐる、いま述べたようなことで、それしか解決の方法がない。実際そうじゃないのですか。あなたは

先ほど非常に近い将来の再来日の可能性について、近くまで来ているといふことをおっしゃいましたが、そういう意味の政治的な判断の時期にすでに来ている、こういうふうに見なされるならぬと、私はいろいろの方のお話を聞いてみまして、直接聞いてみまして思いますが、そのところは法務大臣、いかがでございますか。

○田中(伊)國務大臣 大出先生のお話を聞いておると、たいへんおそろしいことを平気でおっしゃる。すばりすばりK.C.I.A.とおっしゃる。韓国情報部といふことをおっしゃるのですね。それに黙つて答えをしておりますと、某国といふのはかの国だといふことを私が認めたことになつてしまふんです。それで、私のそのお話を承りましての答えは、すべて私の言う某国といふことで御理解をいただきたい、先生のお尋ねをそのまま受けて答えるんじゃないといふことを。これは日本の法務大臣ともあろうものがえらいことになるんです。関西のことばでえらいこつちやといふのがあるのですが、えらいことになると、どうかさういふふうにお考えをいただきたい。

それと、申し上げたいのは、戻るといふ根拠でございませう、これは私は大平先生のお考えとは少し角度が違つたのです。見通しといふものは角度が近くて違つてゐる。十人が十人とも角度が違つておもしろいのです。それは非常にいいのです。そういう意味で私は言つた。

私は、大局を見ていくとどうなるかといふと、両国の関係はみぞをつくり得ない、いかなる事態が発生しても亀裂を生じてはまかりならぬ、この重大關係に両国の間が置かれておる。日本の政治家も、相手の政治家も、両国に具眼の政治家がおるだろう。その具眼の政治家がこれを観測するならば、帰さずにはおれない。なぜかといへば、これらの三君を帰しておれない、ことに金君を帰しておれない、事件は迷宮入り、事件は迷宮入りです。宮に入つてしまつたその責任はだれにあるかといふと、国際的にその責任は韓国にある。かつてに行つたんじゃないのですから、無理

に連れて行つたんですから、犯罪によつて拉致したんだから、日本のことばでいへば誘拐略取を行つたものである。その誘拐略取した者を戻さぬのだと四の五の言うんだといふことになれば、責任は向こうにある。事件は迷宮入りだ。これはたいへんな事態。たいへんな事態といふのは、国と国とのたいへんな事態といふのは一つしかない。経済援助とかなんとかけちな話じゃありません。これは重大事態になる。

そういうことを私は考えてみると、これは具眼の士がおるといふ前提に立つと、おそいか早いか戻るなど。国会で早くから、これは必ず戻る、きつと戻るといふことを言つておる。大平先生の御立場から申しますと、戻る傾向にあるといふようなことは、それはあなた、私が外務大臣で言うたらいへんだから、何を根拠に言ふかといふことになりませう。それは私は仰せになるおことばどおりだと思ひます。きつと戻る。どんな形で戻ってくるかといふことはわかりませぬけれども、戻るのはきつと戻る。そして犯罪捜査はやれる。きつとやれる。私は、この金君はじめ三君を戻してくれたら、自信を持った日本の捜査官憲は必ず答えを出す、これは間違いないと思ふ。いままでも遊んでおるのではありませぬ。非常な苦心をいたしました。百名をこえる専任捜査官が中心となつて目下捜査をいたしております。相当捜査はできております。そこへ本人が帰つてきたといふことになれば、必ず答えは出る。答えは出してみせていいです。必ず出せるという確信を持つておる。必ず戻るものとの確信を持つておるのでございませう。

○大出委員 外務大臣、先ほど来田中法務大臣は、外務大臣と違つたことを言つてゐない、同じだ、こう言う。ところでいま法務大臣は、必ず戻る、経済断交などというけちなものではない、重大事態になる。それ以上重大事態は一つしかない。国際的な国と国との間の断交です。これしかない。だからさつき私は、ある党の責任ある方

がそういうことを口にしたが、そこまで言う気はないがと念を押しておる。韓国の諸君がほかでない限りは——関西弁と関東弁の違いで、あなたはあほうでない限りはと言ったけれども、私のほうから言わせると、ほかでない限りはこれは帰さざるを得ないのだ。これは政治的に落着かないからですよ。国連総会なんかもあるからですよ。これは落着かない。だから帰さざるを得ない。これはそこまで来ている。ところが外務大臣はいつても、これはわからないという。それは外務省でいま、わからないなんて言っていたんでは、たいへんこれは迷惑な話だと思ふ。このところは法務大臣は、帰さざるを得ない、そういう展望をはっきりされておる。何べんも答えておる。外務大臣のほうはおはつきりしない。どうなんですか。帰さざるを得ないところに来つつある、そのくらいのところですか。いかがでございますか。

○大平内閣大臣 御案内のように、本件はいま捜査中であり説明中でございます。その説明のかが捜査当局はお三方の再来日にあるということでございます。そのためには韓国側の協力を求めなければいけません。そして今後求めてまいるといふことは、先ほど申し上げたとおりでございます。

それから、それからの展望ということになるわけですが、田中法務大臣は、展望ということについていろいろ意見があつていいということ。これはいろいろの方がいろいろの展望をお持ちになることでございます。私は、先ほどあなたから聞かれたらいいこの時点におきまして、まだ確信を持つに至っていないということ、同時に、本件を上げておるわけでございます。同時に、本件説明のために先方の協力が実現することを期待しておるといふこととつごかんべんいただきたいと思ひます。

○大出委員 現在の時点で自信を持つに至っていないという御答弁ですが、しかし、私はやはり、これは多分に可能性ありという見方をしているのではないかというふうに思つておるのです。そういう点については、韓国を回つてこられたアメリカの国務次官補もお見えになつておるわけでありますが、また後宮さんを近日都合を見てお帰りを願うということにしているとお話でございますが、そこらを含めて再来日の可能性はお持ちでないのですか。いまの時点で確信は持てないにしても、今日までの動きは、経過は、韓国側の変化は、将来に向かつて再来日の可能性を持つ、そのくらいのことはお考えじゃないのですか。

○大平内閣大臣 事態は究明されねばならぬ、これもできるだけ早く急がなければならぬ、このことが両国関係にとつて非常にシリアスな問題であるといふことは、あなたも私も同感でございます。問題は、捜査を十分やっていたら、早急な事件の解明をするということのために万全を尽くさなければいけません。そういうことを成功裏に実現しなければならぬわけでございます。そのためにわれわれも鋭意努力をいたしておるわけでございます。そういう一番大事なことにつきまして、私が折衝の衝に当たつておるわけでございます。せつかくの御質問でございますが、いまの段階で私からとやかく申し上げるというふうなことは、私はいへんいさきよしとしないのであります。極力求めてまいって、先方の理解のもとにそれを実現させたいということ、精一ぱいがんばつておるわけでございます。今後努力してまいりたいということ以上にたいま申し上げることにはございません。

○大出委員 時間を考えながら質問しておりますから決着をつけませんが、いま大臣の答弁は、事態を解明しなければならぬ、解明を急がなければならぬ、こう言つておられるのです。ところが解明をするには、私がお聞きから直接警察庁の方に目にかかつて聞いておられますけれども、被害者がいない捜査というのはい体何だ、被害者がいないのだから解明のしようがない、ということ、出すことはできるが、国内世論ということもあつ

てにわかにならぬと、それができない。確証というなら、被害者が来てくれなければ確証にならぬ。捜査はしてある程度までわかっている。わかっているが、だから話のやりとりの中には、やった人間が捜査中なんというふうなことはナンセンスでしようといふことまで出てくるのです。やった人間が韓国にいたから、それが捜査中なんといふのはナンセンス。わかっている、自分でやらせたのだから。そうでしょう。

○大出委員 そうしますと、どうもはつきりしないのですが、これは大平流答弁ですから、いつもそこが一つ残るのだけれども、つまりこういうことですか。三氏の供述書は回答するというもので、これはまず来ると考えていいわけですか。だが、それが来たとしても、それがいたれば金大中氏の来日を固執しない、こういうことではないのだ。つまり金大中氏は来なくてもよろしいと言つていない、だから供述書は供述書でいたが、金大中氏をよこせといふ点は最後まで努力を続ける、やめない、これでいいのですか。

○大平内閣大臣 そうすると、田中法務大臣のほうは、金大中氏はどうしても来る、来ざるを得ない。これは国会論議だつて、これだけ延々とやつてきて、来なければやめやしませんよ。これはケリがつきません。国内世論だつて、ものをいろいろ書いておられる新聞関係にしたらつて決着がつかせせん。その限りでは、いまの両大臣の見解が少し違ふ。現時点では確信が持てない、と大平さんは言う。しかし最後まで来日を求めてやめなさいといふのですから、それはやつていただく。

○大出委員 もう一つの問題は、読売新聞の支局閉鎖とか、記者を追い返すとか、それからある党の方が向こうに行つていろいろ聞いてきた。いろいろな方から聞く。これはニュースソースはかつて

○大平内閣大臣 事態の解明にあたりまして、捜査当局の要請越しの材料は残るくまなく先方に要請いたしていただくわけでございます。そのうち三氏の供述内容につきましては、一両日中にお渡しできるでしょうといふことが夕べの段階におきまして明らかになつたわけですが、それをちようたいできれば金大中氏は二名の再来日の要請は御遠慮しますと申すのであります。御安心をいただきます。

○大出委員 そうすると、どうもはつきりしないのですが、これは大平流答弁ですから、いつもそこが一つ残るのだけれども、つまりこういうことですか。三氏の供述書は回答するというもので、これはまず来ると考えていいわけですか。だが、それが来たとしても、それがいたれば金大中氏の来日を固執しない、こういうことではないのだ。つまり金大中氏は来なくてもよろしいと言つていない、だから供述書は供述書でいたが、金大中氏をよこせといふ点は最後まで努力を続ける、やめない、これでいいのですか。

○大出委員 そうすると、田中法務大臣のほうは、金大中氏はどうしても来る、来ざるを得ない。これは国会論議だつて、これだけ延々とやつてきて、来なければやめやしませんよ。これはケリがつきません。国内世論だつて、ものをいろいろ書いておられる新聞関係にしたらつて決着がつかせせん。その限りでは、いまの両大臣の見解が少し違ふ。現時点では確信が持てない、と大平さんは言う。しかし最後まで来日を求めてやめなさいといふのですから、それはやつていただく。

○大平内閣大臣 そうすると、どうもはつきりしないのですが、これは大平流答弁ですから、いつもそこが一つ残るのだけれども、つまりこういうことですか。三氏の供述書は回答するというもので、これはまず来ると考えていいわけですか。だが、それが来たとしても、それがいたれば金大中氏の来日を固執しない、こういうことではないのだ。つまり金大中氏は来なくてもよろしいと言つていない、だから供述書は供述書でいたが、金大中氏をよこせといふ点は最後まで努力を続ける、やめない、これでいいのですか。

○大出委員 そうすると、田中法務大臣のほうは、金大中氏はどうしても来る、来ざるを得ない。これは国会論議だつて、これだけ延々とやつてきて、来なければやめやしませんよ。これはケリがつきません。国内世論だつて、ものをいろいろ書いておられる新聞関係にしたらつて決着がつかせせん。その限りでは、いまの両大臣の見解が少し違ふ。現時点では確信が持てない、と大平さんは言う。しかし最後まで来日を求めてやめなさいといふのですから、それはやつていただく。

○大平内閣大臣 そうすると、どうもはつきりしないのですが、これは大平流答弁ですから、いつもそこが一つ残るのだけれども、つまりこういうことですか。三氏の供述書は回答するというもので、これはまず来ると考えていいわけですか。だが、それが来たとしても、それがいたれば金大中氏の来日を固執しない、こういうことではないのだ。つまり金大中氏は来なくてもよろしいと言つていない、だから供述書は供述書でいたが、金大中氏をよこせといふ点は最後まで努力を続ける、やめない、これでいいのですか。



です。その辺に對して一々文句をつけてくるか、国会で少し審議が続いている、これに對してとか、かく言うとか、それはふざけている。まことに無礼千万なんです。そこらに對してどういふ処置をとつたのですか。あなたは適當な答えをなさっているけれども、こういう問題は一々びしつと韓国側にもを言わなければならぬじゃないですか。明確に、けしからぬならけしからぬ、無礼千万なら千万だということ、これはよろしくないといつて言わなければならぬじゃないですか。ここらのところはどうなっておりますか。

○大平國務大臣 事態が解明中であり、本件に韓国の官憲が介入しているかいかまださだかでない段階におきまして、読売新聞が掲げた記事の信憑性というものを判断する客観的な信憑すべき根拠がない段階におきまして、支局の閉鎖を命令するといふことはいかかと思ひます。したがつてその趣旨は、即刻ソウルにある大使館を通じて、先方政府にその旨申し入れますとともに、すみやかに再開をされるよう要請をいたしておきました。

○大出委員 法務大臣の時間がございせんから、お約束の時間ですから最後にいたしますが、この問題はある意味では天下の一大事なんです。これは、日本という國の國際的な意味での信を問われかねない問題ですね。警察國家といわれ、暗黒政治とまでいわれる朴政権と何も心中するわけにはまいらない。だから、突き詰めていけば断交ということになる、筋道は、そうであつても、この問題はやはり決着をつけなければならぬ。いいかげんな解決はできません。韓国政府機關が携わっている、介入していることであつても、それを政治的に適當に処理することは、私は許されぬと思ふ。金大中氏を政治的に持つてくる、その条件がいろいろ出てくると思ふのですけれども、そういういいかげんな解決であつては、國內世論は納得しないし、私どもは納得できない。これはあくまでもその意味での正しい決着をつけなければならぬ筋合ひだ、こういうふうに実

は思つておるわけでございまして、どうかひとつ最後までその筋は通していただきたい。これは法務大臣にお願いをしたいわけでありませぬ。

あわせて、取りざたされるものの中に、金大中氏が来日するとすれば、日本で政治亡命なんといふことを認めた例がございませぬか。認めるとすればどういふ条件になりますか。

○田中(伊)國務大臣 政治亡命条約といわれませぬ、第二次欧州大戦直後に、各國に難民が生まれ、各國がみな救済しようといふ条約を結んだので、各國がみな救済しようといふ条約を結んだわけでありませぬ。

そこで、日本の場合を申しますと、難民を救済するといふ制度ございませぬ。ございませぬが、在留管理に關係を持つわけですから、外國人が日本におつて、そして亡命をするといふ問題ですから、わが國の法律で申しますと、入国管理令によります入国管理といふ關係でタッチすることございませぬ。その場合においては、ただ一つの方法は、法務大臣のこれは専断でやれるわけございませぬが、法務大臣の特別在留許可、いろいろ理由はあるが置いていい、こういう判断をいたしますと置くことができる。これは亡命に準ずるような人物を人道的見地から救済するといふ方法。その場合においては、法務大臣のやれる特別在留許可——特在とこう一口にいう。このほうがわかりやすい。特在の方針をとることができるのであります。出てきまして、しかし特在は本人の意思です。日本に無理に置きたいから日本で特在の許可をするといふことはまかりならぬ。本人が帰つてきて、いつまでも日本におりたい、あるいはいつまで日本におりたい、それから先はどうするといへば、本人の意思に従ふといふことが人道的な処理でございませぬ。そういう方針をとる考えで、とりあえず本人の意思があれば特在を許す考えでございませぬ。その後本人の意向がかわれば、変わった方向に向かつてこれを極力尊重して処置をしてやる、行きたいところに行つてやる、こういう考えでございませぬ。

○大出委員 そうすると、金大中氏がもし日本に再来日をした場合に、本人の意思がそこあれば、特在、つまり特別在留許可を法務大臣の専断において、専断においてやることのできるということになりませぬ。

それじゃ、先ほど申しましたような筋でぜひひとつ最後まで御努力いただきますように法務大臣にお願いいたします、終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

外務大臣に、続いて二、三点承りたいのでありますが、時間がございませぬから、残り十分足らずでございませぬので簡単に承りますが、田中・ニクソン会談が行なわれた際に、幾つかの問題がございませぬ。とりあえず簡単に承つておきたいのですが、一つは、ニクソン大統領の訪日、天皇陛下の訪米、この問題はおきめになつたわけですか。これをまず一つ大臣から承りたい。

○大平國務大臣 天皇陛下の御訪米の件は、かねてから再々にわたつてアメリカ側から御招待がございまして、兩國で都合のいい時期に実現しようといふことになつております。ただ、先方から申し入れがございまして、ことしの十月ではいかかかという御要請に對しましては、宮中の御都合等がございまして、他の時期にしたいと思ひたいといふことに相なつておるわけございまして、この問題につきましては、できるだけ早く、兩國の間で都合のいい時期に実現をいたしたいと思ひしております。

大統領の訪日につきましては、こちらから、長い友好關係にある兩國にとりまして、大統領がたゞいままだ訪日の機会を持つてないといふことはきわめて不自然だと思ふのでありまして、こちらから御招待をいたしたわけございませぬ。先方もそういう希望を表明されておりますので、ことしから来年にかけまして、来年終わるまでには実現したいものだといふことで、外交ルートを通じまして今後打ち合わせをいたしたいと思ひしております。

○大出委員 時間がありませんから意見は申し述べませぬが、予定だけ承つたわけでありませぬ。次に、ミッドウエーなる空母の横須賀寄港問題が、九月の十一日ごろにアメリカを出まして、九月の下旬にという一つの情報がございませぬ。これは旧来から何へんか承つてまいりましたが、これはまた時間があるから、ひとつその辺が、防衛關係の記者がアメリカに行きまして司令官等に會つておりますが、その際に直接述べられている中身でもございませぬ。したがつて、皆さんの耳に入っていないはずはない、こういうふうに入つて、まずどういふことになつていられるのか、そこらのところをひとつお知らせをいただきたいのであります。

○大河原(良)政府委員 空母ミッドウエーの寄港の問題につきましては、この春以来、春に来るだろう、夏であろうと、いろいろなことが取りざたされておりましたけれども、私どももいたしましては、大休秋ごろであろうといふ程度以上の情報を米側から受け取つておりませぬ。ただいま御指摘がございまして、先般、防衛記者団がホルルを訪問いたしました際に、米太平洋海軍の首脳者が九月ごろであろうといふことを言つたといふ報道を私どもも承知いたしておりますけれども、それを具体的に裏づける通報にはまだ接しておりませぬ。

○大出委員 そうすると、クレアリー太平洋艦隊司令官が、ホルルを訪れた防衛記者団に、その時期は九月であろうといふことを言つたことは確認をなされていまして、そこまでございませぬか。直接的に通告が日本側に来てはいない。で、もし入つてくるとすれば、外務省に事前に通告がございませぬか。

○大河原(良)政府委員 この種の艦船の行動につきましては、事前通告という義務を米側は持つておりませぬ。したがつて、極端な例を申しませぬならば、一々の艦船の寄港、入港について、日本側に米側は通告をすることを必ずしも義務づけられておりませぬけれども、ミッドウエーのごときかねて問題となつております艦船の行動につき

まして、私も深い関心を持っておることは事実でございます。

○大出委員 外務省の表現なんです、深い関心を持ってはいることは事実であるという事は、通常の艦船の寄港については一々事前通告を受けていないし、求めてもないが、事たいへんこれは長らく政治的な問題として議論されております艦船でございますから、その意味では関心を持ってはいる、つまり、いつごろどういふふうに入ってくるかということを事前に通告を求め、こういう意思があるということですか。

○大河原(良)政府委員 ある日突然横須賀に入港というふうな事態は避けたいと考えております。

○大出委員 ある日突然に横須賀に入港という事態は避けたいということになれば、ある日突然ではないことになる。つまり事前に知っておくことになる。そうすると、事前に通告を求めることになる。ほっぽっておけばある日突然になるんでしよう。その辺のところをはっきりしていただきたいと思いますか。

○大河原(良)政府委員 米側との合意によりまして、事前の入港の通告を米側に義務づけておりますのは、原子力水上艦船の入港でございます。これ以外につきましては条約上の義務を米側に負わせておるものではございませんけれども、ただいま御答弁申し上げておりますように、ある日突然というふうな事態にならないように極力情報の把握に努めてまいりたい、こういうふうな考えでおります。

○大出委員 多く言いませんが、随時協議だつてあるわけですから、随時外務省は米側と連絡をとつてはいるわけですから、そういう意味で、ある日突然にならぬようにあらかじめアメリカ側から聞く、あるいは通報を求め、あるいは受ける、どうでもいいのですが、そういうことはやる、そういう意味で関心を持ってはいる、こうおっしゃっているのだと受け取つてよろしうございますか。

○大河原(良)政府委員 情報の入手に極力つとめ

てまいります。

○大出委員 次に外務大臣に承りたいのですが、総理の訪欧、訪ソというのはどういふ予定になつておられますか。いつからおいでになつて、いつごろまでという予定はおきめになりましたか。先般、中身についても、外務大臣は、官房長官等をお入れになつて総理と打ち合わせを長時間おやりになつておられますが、これはどういふことになりましたか。簡単でけっこうですから、お答えをいただきたいと思ひます。

○大平國務大臣 総理が訪欧、訪ソ計画をもくろんでおりますことは事実でございます。先方、訪問国との間で日程を詰めておるわけでございませぬ。関係国と日本との間でございまして発表するという段階にまだ至つておりませんけれども、九月下旬から十月月上旬にかけて実行したいと考えております。

○大出委員 時間がありませんのでこれで最後でございますが、防衛庁の防衛局長久保さんに一、二点承りたいのですが、来年度予算の概算要求がおきまりになったようでありませぬけれども、大体どのくらいに積算の上でなつてはいるかという点、それをお答えをいただきました。この中で新型戦車、これは六一式改と言つていた旧来の戦車だろつと思つておりますが、三年分一緒に発注する。これは百六十両でございますか。これはどうも、いままでの三次防以来のいきさつを私も詳しく知つておりますが、いささか予算の先取りのにおいがする。国庫債務負担行為といへども、これは予算でございますから、そういうふうな思つたわけでありませぬけれども、これは一体どういふわけでございませぬのか、時間がありませんから深くは入りませんが、とりあえず承つておきたい。

○久保政府委員 来年度予算は、ちよつと数字を間違えてはいるかもしれませんが、一兆二百億円が防衛本庁で、防衛施設庁が一兆三百億ばかりであつたかと思ひます。数字は、防衛本庁が一兆・四兆の伸び、それから総体で二三兆の伸び。これ

は本年度の予算との対比であります。伸び率は間違ひございませんが、その他の数字は間違ひしているかもしれません。

それから百六十両の一括契約の分でありませぬが、従来、防衛庁としては、二次防以来、新しい主要な兵器について長期的に調達する計画のありまするものは、価格の安定と、それから調達の恒常化といひますか、安定化といひますか、そういう見地から一括契約したのでございます。たとへば二次防では、やはり六二戦車でありませぬが、当時たしか九十両であつたと思ひます。それから私の記憶では、小銃につきましても一括契約を当初やつたと思ひます。今回の場合には、戦車と自走火砲について一括契約をやる予定になつております。こういうものにつきましても、四次防で確かに総体で戦車で申せば二百八十両ということになつておりますが、年別の割合についてはおおよそ大蔵省の事務当局と合意はしておりますけれども、もちろんオーストラライズされたものではございません。

そういう意味で、初年度が四十両、あと六十両、六十両というふうなペースで調達をするということと調達の安定化をはかることと同時に、御承知のように現在価格の向上が非常に激しいわけでありまして、ほつておきますと、人件費あるいは材料費のアップが、単年度の契約でありますと非常に会社側との折衝が困難になるというふうなこともありまして、会社側の要望というよりも、こちら側で算定をしたアップ率をかけたもので一括契約するといふような方向で進みたいといふのが、実は装備局であるわけですが、でやりますして、これを一括契約で認めるか、あるいは単年度になるか、まあ大蔵省との折衝問題になるかと思ひますが、真意はそういうところでありませぬ。

○大出委員 これは突つ込んだ議論は後ほどまたいたしますが、私は非常にこれは関心を持ってはいるのですよ。というのは、三次防のときには二百四十両でございましたか、年々六十両ずつ発注されておられます。これは六二式ですね。ところが、この六二式の改、新型戦車といふものは、まあ六二式が三十五両、中型戦車でございますが、三十八両ぐらゐにふえてはいるのと、装備が全然違ふのです。もちろん一〇五ミリ砲を載つけるわけですが、赤外線照準装置であるとか、あるいはシノスケルなどをくつつけて水の中を走るとか、たいへん変わつてきてはいるわけですね。六二式が始まつたときでも、ずいぶんたくさん欠陥があつて問題になつた時点がございました。聞いたことございますけれども、これまたいろいろの問題が実はいま出てきそうな気がするわけでありまして、予算的な立場からの問題もあり、かつまた全く新しい形になる戦車でございますだけに、まだ何台かしか試作してないと思ひますけれども、そういうものを三年分一緒に発注する。やはり私はこの新型戦車そのものも議論が要ると思ふ。それも、いまから議論をすればいいじゃないかと言われれば、それも、それなりに、これを三年分同時発注するんだとすましていられたんじや、私もこれは了解できない。

したがつて、この新型戦車といふのは、もう一べん聞きますが、どういう性能で、今日までどういふ開発をしてきて、これを一体あなた方は百八十両一緒に発注する。たいへん単価が当初の計算とは違ふわけですね。二億こえてはいるわけでしょう。そこらのところの説明もない。とりあえずこの三点を簡単に御説明いただきたいのです。私どもはこれに賛成できない、この点だけ申し上げておきますが、とりあえずいま三点を私、申し上げました、御説明いただきたい。どうしてこんなに単価が開いたりしたのかということを含めまして。

○久保政府委員 二次防のときには、六二戦車を当初つくりましたときは、一億円から出発をしまして、漸次八千万弱に減つてまいりました。で、二次防から三次防にかけてのころはまだ人件費の

アップ率は高くありませんでしたが、三次防から開発を始めましたこの新型戦車につきましては、三次防から四次防の段階にかけての人体費のアップが非常に高かった。それから材料費が非常に高騰しているということ以外に、一〇五ミリの戦車砲、これはイギリスからの輸入であります、それを載せていること。それからその懸架方式に特異な方式をとっていること。それからいまおっしゃいましたように気密方式をしていること。したがって、水中についてある程度航行が可能であること。それから赤外線装置、たしか照準装置をつけているということ。まあ、そういうようないろいろないいわば世界一流といえますか、に近いものを開発できたということの関連で、しかも外国の場合ですと、五百両、千両という単位で発注したしますので、量産単価が非常に安くなりやすいけれども、そういうことでのいまの見通しは、これは装備局と会社との話で二億七千万くらいということであり、それと比べると、これが最終価格というふうには装備局も考えておられます、いざれ年末までにはもう少し価格については詰めてまいりたいということをお願いしております。一応そういうような要素が価格高騰の原因になっているというふうに思います。

**○大出委員** 最後に申し上げておきますが、六一式なら八千万くらいでつくったわけですが、ところが四次防のときに私、説明聞きました、この九千八百万円、そういう見込みだったんです。ところが、四十九年度予算の概算要求では、百六十分分で四百四十億をちょっとこえておられます。そうすると一億分二億七千万円をこえる。一億九千八百万円という見積もりで四次防を私どもに説明しておいて、それが一車両二億七千万円をこえる。一億九千万が二億七千万をこえるんじゃない、ちょっとやそっとの単価の差じゃない。こういうべらべら単価の変化があるにもかかわらず、説明は説明しておいたんだが、時期がたったから上がったんだと申すてすまして概算要求

をこしらえて、事務当局にオーソライズされたもののじゃないが了解を得ているんじゃないこと、かってにやられたんじゃない、何のために一体四次防積算にあたってこういう説明をしたか疑いたくなる。

そのときだって、これは三十五トンが三十八トンくらいになることはばらばらってわかってる。百五ミリ砲を載せることだつてわかってる。あるいは赤外線照準装置をくっつけることもわかってる。シュノーケル出して水中を平気で走っていくことも知っている。あるいは完全密閉式で、細菌があるとうとガスがあるとうと、あるいは放射能があるとうと平気で走れることもわかってる。どかが一体どう変わって、何がどう高くなつて、一体どう単価のはね上がり方をしたのかということまで、私どもは全くつんばさじきで、あんな方から、何がどうこう性能を高めたからと、何が、性能が初めからわかってる。それならば、ばくらが知っているものが一体どう高まったのか、そこらまではつきりしなければならぬ。これは国民の税金を使うのですからね。オーソライズされていないにしても了解を得ていてあなたはおっしゃっている。そなたとすると、そういうことを独断専行的におやりいただいたのでは、何のために四次防のときにそこまでのことをわれわれ聞いたのかわからぬ。まことに心外です、これは。そこらをお解明願いたい。

**○久保政府委員** 四次防の場合には四十七年度当初予算の単価で組んでおります。したがって、そのときの見込みにおける材料費、物件費あるいは人件費等の値上りが計算をやっていると、思っています。したがって、四十九年度分以降のものとしての計算の基準がそれと違うのだから、と思えます。これは防衛局長としては御説明申し上げる能力はございません、所管が違ひますので、ただ私、大蔵省のほうで事務局に一応了解を得ていると申しますのは、単価の問題ではありませんが、年度割りの数量の問題であります。数量については、大蔵省は一応こんなことかなという程

度の了解を得ておられますが、単価の問題は、むしろ来年度予算としてこれからの問題であります。が、予算がきまったらおしかりをいただいで、御究明いただいたほうがよろしいのではないかと思います。

**○大出委員** きまっちゃってからはおそいんじゃないですか。予算がきまっちゃって、きまっただものを四の五の言たつて、政府に編成権があるんだから。だから、いま一言申し上げたんだが、それでもあなたの方おやりになるというならば、これはかまいませんよ。ただ私もは断じてこれは認められない。それだけ申し上げておきます。予算がきまってる御論議いただくのが適当だと言つても、きまっちゃってからはしょうがないじゃないですか。きまっちゃえば、また組みかえろの何のという騒ぎになるだけのこと。だからあらかじめ念を押ししておく。こういうことをおやりになる、あとでたじや済まない、これはつきり申し上げておきます。

シュレジンジャー新アメリカ国防長官が珍しい発表をしております。韓国、台湾の米軍の引き揚げ並びにその時期を述べていますね。なぜ一言こで聞いておきたいかといっています。田中・ニクソン会談のときに、かつて防衛二法をめぐってこの席で橋本渡之助が質問いたしました韓国援助の問題。防衛庁がつくった一次原案に、憲法との関係その他で直接的軍事援助ができない、だからトラックなり通信器材なり、あるいは橋本建設なり道路建設なりというようなことで援助をすることはできる、この方法をとつたらどうか。これは一九六八年の例のプエブロ号事件のとき以来検討が行なわれて、韓国軍装備の近代化、特に情報機能その他が非常に高くなっているというふうなことで、装備近代化五カ年計画が立てられている。ところが、三百億ドル、四百億ドルを使うベトナム戦争がありましたから、アメリカ側は議会がこれを切ってきた。だから、当時の韓国軍装備近代化五カ年計画でアメリカ側の負った責任十五億ドル、これが六割ぐらいしか行なわれていない。この残

りを肩がわりしろという話は、田中・ニクソン会談以前にすでに事務レベルであった。これは五月三十日の安保協議委員会の事務レベル会議だったと思えますけれども、ここに提出をする日本側の資料の中に、そういう形式での援助の方法が防衛庁の原案の中にある。これをこの席で明らかにしたときに、そういう原案はございました。ございましたが、最終的に出ていくときにはなくなりまして、こういう答弁になっている。だが、日米会談で再燃をして、新聞が大きくこれを扱いました。そういう背景がある。

そこらいろいろなからみですから、米国防長官のこの発表を皆さんは一体どういうふうにして取っておられるのか。台湾のほうは、ベトナム戦争で二千七百万から三千百万くらいが駐留しておりますが、それが六千にふえています。だから、そのうちのベトナム戦争との関連におけるコマンドの部分が帰るんだという説明になっているようでありますけれども、一年ないし十八カ月間のことになりますから、一年ないし一年半の間ということになりますのであります。韓国、台湾の米軍の引き揚げ問題、これは皆さん方はどういうふうにお受け取りでございますか。

**○大河原(良)政府委員** シュレジンジャー国防長官の発言について御指摘がございましたが、これは八月十九日であったと思っておりますが、これは八月の十九日でありまして、シュレジンジャー国防長官がテレビ出演者の質問に対して、アジア地域の米軍の維持の問題について答弁いたしました際に出てまいりました問題であります。韓国からの米軍の引き揚げの問題については、シュレジンジャー国防長官は、この地域の緊張緩和の促進を前提として、こういうことを申しました上で、いろいろ質問が繰り返された中で、今後一年ないし一年半という程度の時間を想定してこの地域からの米軍の撤退を考慮する、また台湾からも兵力の撤退を考えている、こういう答弁をしたというふうに承知いたしております。

この朝鮮半島における米軍の駐留、これが将来

どういふかっこうで展開されていくのか、あるいは撤退していくのかという問題につきましては、たとえ七月の中旬に東京に参りましたロジャー國務長官自身が記者会見でも述べておりますように、米側としては、少なくとも今会計年度中は韓国からの撤兵は考えておられないということをおっしゃってくださいます。従来米政府の公の立場は、会計年度を越えて次の年度以降に於いてのコミットメントをすることは、議会の関係もあってできない、こういうこととございませう。したがって、今会計年度に関する限りは韓国からの撤兵は考えないということとどまるわけでございます。その先がどうなるかということにつきましては、議会の関係、会計年度との関係、そういうことが考えられながら考慮されていく、こういう事態であるというふうに承知いたしております。

○大出委員 大平さん、日米会談の席上の、装備近代化計画の十五億ドル問題をめぐる日本の肩がわり、これは結果的にどうなつたんですか。時間がありませんから言いませんが、韓国の新聞などによりまして、日本とアメリカ両国における韓国軍の問題についての秘密の話し合いというふうなものをおわしていますね。表街道で否定して陰でおやりになるという気があるのですか。

○大平國務大臣 その問題は、日米首脳会談では、先方からも全然提示がございませんでした。○大出委員 日本の新聞が取り上げてたくさん書いたものを、提示がございませんでしたと大臣答えたんじゃない、どうも話の筋がおかしくなつてしまふやうありませんか。しかしこれは、時間があるから聞かされたため聞きました。全くなかつた、将来ともそういうことは出てこない、そういう認識でいいのですな。

○大平國務大臣 全くございませんでした。将来ということになりますと、出てくるか出てこないかわかりませんが、私もといたしましては、そういうことが出てくるものとは予想いたしております。

○大出委員 平井さん、横浜市瀬谷区の上瀬谷にございませう米軍基地のところに海軍道路という道路がありますね。この海軍道路をめぐつて、いま、米軍、あるいは市当局、あるいは警察等々でいろいろもめている問題がありますが、御存じでございませうか。

○平井委員 政府委員 申しわけありませんが、詳細については存じておりません。○大出委員 それでは、これはやがて防衛庁に、防衛二法のとときのたな上げ部分等について、国防調査の形でお伺いをする予定がございませうので、当面の問題でございませうが、ひとつお調べおきをお願いいたします。そのときにひとつお答えをいただきますように、お願いを申し上げます。

○三原委員 中山君。○中山委員 せっかくの機会でございますので、数点の金大中事件についてお伺いを申し上げます。朝野をあげての金大中事件、非常に大きな問題になっておるわけでございますが、実は私も金大中という人に出会つたことがあります。それは昨年、四月の二十九日から数日間、連休を利用して日韓議員会議がソウルで行なわれまして、表敬訪問その他で行つたり来たりしておりますとき、ソウルの南大門の近くの東急ホテルの前に私が立つておりましたら、見知らぬ人物が私のそばを引かまして、そして朴大統領と大統領選挙を争つたことのある人物、金大中、キムテジョンというが、その人物に会つてみないかというお誘いを私、受けたことがあります。そこで、私も興味がありましたので、そういう大統領候補、百万票ほど違つて朴大統領に選挙で敗れた人物というのはどういふ人物であろうと政治家としての興味を持ちましたので、実は森下元晴議員をお誘いをしてその案内をする人物についてまいりました。

そうしましたら、非常に密集をした人家の中の四、五階建てのホテル。何というホテルか、私はうっかり忘れてしまいましたが、そのホテルに案内をされて、細い階段をそれこそ映画もどきに連れて上がられました。部屋に入つてみると、金大中氏が目の前にすわつておりました。そして金大中氏は、時間がないのでということで、三、四十分でございませうが、話をしました。よその国の中でそういう現大統領と対立をされている人でございませうから、私は自分の意見をあまり言いませんでしたが、向こうはしきりに、朴政権ではだめだ、自分が大統領になったら必ず南北統一をなし遂げてみせる、こういうお話がございました。

私は最後に、一つそれじゃ質問をさしてくれと言いました。あなた南北統一と簡単におっしゃるが、二十数年前に共産主義国家になって、土地から私有財産から企業から全部国家が取り上げた国、その国を自由主義に戻す方法は一体何でございませう、それを私にお答えを願いたい。金さんは私と森下さんに、若い国会議員の仲間の人たちいろいろな自分の立場を説明してほしいという御依頼がございましたので、その御依頼を受けるためには、その質問に御答弁願わない限りは私は御協力申し上げるわけにいきませんので、こう申しましたら、もうばつたりと答弁が詰まつてしまひました。全くお答えがございませうでした。

それで、全くお答えがございませう。自由主義韓国が共産主義韓国に統一されるという、その統一ならば成り立つかもしれない。政府のえらい人が、ある日突然、あなた方の財産はきょうから国のものになりましたと宣言するだけで韓国は北と同じ国になるけれども、あなたが大統領になつたつて北が自由主義国家に戻るはずもないし、そんなことをさせる原則も連中は持つていない。その中であなたがそういういいかげんなことをおっしゃつておつていいのですかと云つて、私は森下議員と二人おいとまをして帰つてまいりましたのでございませう。

彼は女性的な人物でございました。いまソビエトでは、サハロフとかソルジェニツィンという人が、ソビエトの国内で自国の体制を堂々と批判をしております。御承知のようにソ連憲法百二十五

条では、社会主義建設のためにしか言論の自由は許さないと云うちゃんとしたワケがはまつております中に、その中で命をかけて自国の政治に対して批判をしておる人は私ははつぱらと思ひますが、その後金大中さんはアメリカへ行かれたようございませう。日本にも数度来られておる。そこで私は、男らしくもない、海外から自国の政權に対して批判をしておる人が日本に入つてきたときのパスポートは、一体何を持っていらつしたか、これをお伺いしたいと思ひます。自国の国民が他国に行つて、自国の国民としての利益を保護してもらうために相手国にその保証を頼むというのがパスポートを持つゆえんであらうと私は解釈をいたしておりますが、いなくなつたときに、金大中という人はどんなパスポートを持っておりましたか、それを御答弁願いたい。

○吉岡政府委員 八月八日、金大中氏がホテルからいなくなりました時点におきましては、赤十字国際委員会の発行しております旅行文書でございませう。

○中山(正)委員 外務大臣いかがでございますか。金大中さんは韓国のパスポートを持っていらつしやうなかつた。韓国のパスポートを持っていない人、韓国が保証していない人が日本に入つてきた。かりにもそれがかつて朴大統領と対立をした大統領候補でございませう。その人が自国のパスポートを持って来ないのに、日韓という非常に深い関係があると、さつきから法務大臣も外務大臣もおっしゃつておりましたが、その非常に深い関係のある朴政権に外国の力を利用して対決を試みようとする人が、韓国のパスポートを持つてこないのに日本に入国を許したということは、日韓親善に對して一体どんな影響があるのございませうか。それ自身が、もう韓国の主権というものを認めていない、日本の韓国に對するたいへんな信頼を裏切る行為ではないか。私は水きわで入国を拒否するのが当然ではないかと思ひますが、外務大臣いかがお考えでございませうか。

○吉岡政府委員 金大中氏のパスポートに關しま

内をされて、細い階段をそれこそ映画もどきに連れて上がられました。部屋に入つてみると、金大中氏が目の前にすわつておりました。そして金大中氏は、時間がないのでということで、三、四十分でございませうが、話をしました。よその国の中でそういう現大統領と対立をされている人でございませうから、私は自分の意見をあまり言いませんでしたが、向こうはしきりに、朴政権ではだめだ、自分が大統領になったら必ず南北統一をなし遂げてみせる、こういうお話がございました。

して、事実関係だけ述べさせていただきます。

金大中氏が日本に今回入ってまいりましたのは一月の五日でございますが、その際には韓国のパスポートを持っておりまして、ところが、そのパスポートは二月の十七日に失効いたしました。同氏は三月にアメリカにおもむく。そうしますと同氏は韓国のパスポートを更新するか、それができなければ、あるいはそれを望まなければ別途の方法をとらざるを得なかったわけでございますが、二月の二十七日の段階で赤十字国際委員会に渡航文書の発給を依頼して、それをもらってアメリカに行き、また引き続き日本にそれで入ってきた、こういう事実関係でございます。

○中山(正)委員 外務大臣のお考えをお聞きする前に、いまの事実関係でございますが、日本で一べん切れて日本赤十字社が渡航証明を出しておられるということは、私は今回の事件を通じて初めて知ったわけでございます。いずれにしても、それで再度出国をして日赤のその渡航証明が出たということは、韓国が延ばさなかったということだと思えますが、韓国が自国のパスポートを延ばさないということは、以後韓国人として保証をしないということであろうと思えます。韓国人としての権威もすべてを失ったその人物が、一たん外国へ出て、またそれで日本に入ってくる、こういうことが親善関係にいい影響を及ぼすのかどうか。私は、韓国政府から、何を言っておるのだ、日本が先に主権を侵しておるじゃないかと言われたら一体どう答えたらいんだらうか、こういうふうに思いますが、ひとつ外務大臣、御答弁願います。

○吉岡政府委員 先ほど御説明いたしましたのは日本の赤十字でございます、赤十字国際委員会、これは本部がジュネーブにございまして、これは国際的に五十数カ国が認め合った慣例いたしましたして、無国籍あるいはどこかの国に所属しておりながらもその旅券を持ちたくない場合には、赤十字国際委員会独自の判断で出しておる渡航文書でございます。

○中山(正)委員 事実関係の御証明わかりますが、ジュネーブにわざわざ取りに行ったわけじゃないと思えます。日本の赤十字社がこの金大中に対して証明を出したと思えますが、それにはいろいろの人が協力をしたことであろうと思えますし、法務省でそれを認めるという行為が当然にあったことであろうと思えます。

私は、芸人が自分の国の政治をさらって、自分の国のパスポートを持つ気がなくなつたとか、そういう場合ならいいですが、さっき言いましたように、かりにも大統領候補でございます。その方のパスポートが切れた、その事実を安直に認めることは、一体韓国政府に対してどうなのか。日本の憲法ではいっておられます。「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」「自國のことに専念して他國を無視してはならない」と日本の憲法の前文には書いてあります。その行為からして信頼というものを裏切る行為につながるのではないかと私は思う。なぜ韓国はこの点についてこないのか。向こうは、自由主義國同士の連携というものを傷つけちゃいけない、日本に恥をかかしちゃいけない、こういうことで、共産主義とわずか四キロで対決をしている韓国の立場として、私は日本に恥をかかせないということをしておると思うのです。

それが、日本で、いま国会で聞いておられます、もう一方的に、さっきの法務大臣の御答弁なんか聞いておられますと、何かやってきたら亡命を認めるような話です。ついでに外務大臣に御答弁願いたいのですが、もし日本へやってきてこれが亡命をしたときには、そのあとの日韓関係は一体どうなりますか。あわせてひとつ御答弁願います。

○大平国務大臣 入管行政は法務大臣の管轄のもとにあるわけでございます、その案件が外交関係で外務省と協議を必要とする、法務省において判断された場合、私どもへ御協議をいただくことがいままでの慣行でございます。日本の出入国管理政策というものは日本がきめておるわけでございます、私は法務省が現在の法制下で適正に

運用されておると思うのでありまして、それが適切であるかないかという問題は立法政策の問題になると思うのでありまして、私どもも政府にありまして、これをとやかく言う立場にありません。しからば、本件について、外交上の関連があつて私どものほうに御協議をいただいたかと申しますと、私にはそういう記憶がないのであります。

○中山(正)委員 入管のほうにお願いをしておきますが、以後そういう政治的背景を持った方がお入りになるときは、ぜひひとつ外務省と御協議を密にさせていただきたいと思つておるのです。東京都議会でも、それから国会でも、この無国籍者に対する警護をつけたかというばかな話が堂々と横行をしております。無国籍者にまで警護をつけたかという話に対して、なぜそういうことを根拠にして拒否をなさらないのか。

私は、日韓関係の重要性というのはいへんな意味がある。共産主義というものと三十八度線まで接しておつて、かつて一九五〇年に、あの中ソ軍事同盟条約ができた六月二十五日に、突如三十八度線を破つて南進してきた。今度は一昨午の九月六日に北朝鮮と中国がまた軍事同盟条約を結んでおります。だから今度は何が起るだらうと思つて国家非常体制をとられた、非常事態宣言をせられた韓国はあたりまえだと思つておる。共産主義という一党独裁をする国と隣接をしておる自由主義國は、共産主義國と戦つたために、いたし方なく自國の利益、國益をそこなう連中に対して処置をとるのは、私はあたりまえだと思つておる。

私は特に、金大中事件に関して韓国はやっていない。田中法務大臣の第六感によると、韓国のKCIAがやったかも知れないという話がありましたが、実は私は法務大臣の予感とは全く違う予感を持っております。なぜかといへば、どうも怪し過ぎるのです。私よりあと、十一月に会われた宇都宮徳馬という先生。この宇都宮徳馬先生のおとうさんという人は、ロシア革命を起すために、陸軍大將として、明石元二郎、それから田中

龍夫先生のおとうさんの田中義一という、ロシアに行つていた日本のスパイに対してどんだん金を出して、レーニン革命が行なわれるように援助をした方でございますが、その方の御命令でございます。その御命令が十一月にお会いになつて……(中傷じゃないか)と呼ぶ者あり)中傷ではない。事実関係、歴史を話しているだけでござい

ます。ですから、その感覚をしておりますと、あのホテル・グラントパレスで会つて、いなくなつてから一時間後に後藤田長官に連絡をした。宇都宮徳馬先生を通じて連絡をしたという話です、一時間もたつてから、なぜすぐに一〇番に電話をかけたか。そして特に、その直後に金在権という公使があつた。特に金公使という方は、天皇陛下とマッカーサー元帥が初めて会見をされたときに通訳をされた方でございます。その金公使が、そういう栄誉をになつておられた人が、KCIAがやったかも知れないところへぬけぬけと出ていくはずがないと思つておる。

特に金大中という人は、前の大統領選挙の前には、自分の政治的な名望をあげるために、自分の家に爆薬をしかけた方でございます。私のようなチンピラ代議士に接触をしてくるぐらいでございますから。まあ宇都宮先生、特に誘拐をされる日には、三重県代議士、元官房長官もしておられた方にお会いになる予定もあつたそうでございます。日本でのいろいろな政治工作をしておられたのだからと思つておる。私は、もし韓国政府がやったのなら、韓国へ入れてあんな新聞記者に四日も五日もさらさなくても、そのまま刑務所へすらつと入れてしまえばいい。ああいう非常事態体制、準戦時体制をとつておる国家としては当然にできた筋書きだと思つておるのに、なぜ四日間もさらしたか。私は自分で想像しておるのに、北朝鮮が北京にあらわれるかもしれない。シアヌークの前例があります。ですから、平壤にあらわれる

かまわらないと思っておったのが、京城の地元にはぼつとあらわれた。それが新聞記者に先に知らされる形であらわれたのに対して対策がとれなかった。私は第六感というものを許されるときならば、田中法務大臣が大臣で第六感を出されるならば、私も国会議員としての第六感を出しても差しつかえないだろう、こう考えております。

だから、そういうことになってまいりますと、これまた歴史話で恐縮でございますが、明治十七年、日清戦争の十年前に、日清戦争の原因になる甲申事変というのがありましたが、あの時代とよく似ていると思うのです。非常に中国に弱くなつた韓国。ベトナムが七百年の中国からの属国を離れて去つていった。チベットが去つていった。蒙古が去つていった。残つたのは韓国だけ。それに對して李鴻章の子分だった袁世凱がどんどん出てきて、韓国に清国系の政變事大党をつくらせていた。そして閔という李王朝の親戚を事大党の党主に仕立て上げた。それに対して、日本派の朴泳考とか金玉均とかいのは、日本派の独立党というのををつくつた。その独立党のクーデターが原因になつて、中国の軍隊が日本人の大虐殺をしたのが、御承知の韓国半島における日本人と中国人の最初の接触だと私は思っております。

○中山(正)委員 いずれは総理をねらわれる大平大臣でございますので、私どもも大平大臣に大いに期待をいたしておるわけでございませうから、その点、国会の所管だからということではなしに、私も若い者を指導する大政治家家としてのお心を私は聞かせて實はいたしたかったですわけでございます。ですが、そういう御答弁でございましたら、一体それじゃ呼ばれてきて、さっき言つておりました亡命をした場合に、外務大臣の所管として、どういふことに日韓関係はなりませうか、この関係になると御想像になられますでしょうか。亡命を日本が許した場合、一体どういふ韓国の関係になると御想像になられますでしょうか。これは想像でございますが、お呼びになっておるのですから、その事態は当然予想されていると思ひます。

○大平内務大臣 午前中もお答え申し上げましたように、事件はわが国の法域に起つた非常に不幸な事件でございます。したがって政府といたしましては、こういう事件の再発を防止せなければならぬ、日本の公安を維持してまいらなければならぬ、この事件の真相を明らかにしなければならぬ、この事件の解決をはかるといふことがわれわれの任務であると思つておるのであります。その事件の究明にあたりまして、いま重要な参考人は韓国におられるわけでございますので、先方の協力を得ましてその真相を急ぐという措置を講じておるわけでございます。それがいま政府の立場でございます。いま私が韓国側と折衝をいたしておる問題の焦点でございます。

第二に、中山さんのお話を伺つておまして、今日わが国の自由を開放された体制につきまして憂慮を込めた御発言があつたわけでございまして、それは先ほども出入国管理で申し上げましたように、いわばこれは国会の管轄になる立法政策の問題であると思つてございまして、政府の立場で、いまの法律じゃ足らぬとか、いまの制度じゃ困るとかということをお私から申し上げる立場にはありません。

私に、日本に対して砲火を開かれたら、憲法で、あらゆる紛争は武力によつて解決をしない、その原因もつくらないという約束をして、日本

○中山(正)委員 どうぞひとつその気概でお願いをしたいと思ひます。それぞれの役所の方々はシカを追う狼師山を見ずという形で、シカの入つた穴だけ見ているだけであらうのですが、私はやはり政治家としての大臣は、シカの入つた穴だけでなしに、山全体を見ていただきたい。

○大平内務大臣 ますます金大中氏ばかり二名の方の再来日か実現するかどうか、まだまづまつておられる。それから、それが幸い実現した場合に、捜査当局としては直接任意の事情を御聴取になるだろうと思つておる。その場合、御本人が亡命するのではないかといふことは金大中氏等の意思なのでございまして、私が憶測をするわけにはいきなないのであります。ただ方一、そういうことが起こるか起こらぬか知りませんが、先ほど法務大臣が御答弁申し上げたように、日本の出入国管理制度というのがあるわけでございまして、その場合、金大中氏ばかりでなく、わが国におきましてそういう亡命の事例もあるわけでございまして、その取り扱いは法務省が出入国管理令のワグ内におきまして処理されるものと思つておるわけでありませう。そういう仕組みになつておるわけでございませう。私といたしましては、韓国ばかりじゃございませぬ、諸外国と友好親善関係を発展してまいらなければならないわけでございまして、円滑な

○中山(正)委員 今度金大中氏が亡命したのが、日韓関係の原因だと、それが、おのずからそこに自由主義国家同士としての節度というものを私は持っているべきだと思つておる。特に、かつて劉少奇が、あのマルコポーロ・ブリッジで清水中隊長と宋哲元が対峙する中で、爆竹をならしたのが日中戦争の原因だ。蔣介石を処刑することを西安事件のときにとめた。それは蔣介石と日本を戦わせて、そこに中華人民共和国ができた。今度は朴政権と田中政権と戦わして、一体だれが漁夫の利を得るのか、いまだれがにんまり笑つておるかといふことは想像にかたくありません。

特に私は、韓国で二人の日本におられたスパイ

に会う機会を得ました。金兄弟です。金兄弟御本人に会って話を聞いてみますと、この人は浦項製鉄所の専務取締役、日本の東大を出ておられるりっぱな方でございます。御本人に会いましたら、自分は日本におりましたが、家族も知らないでしようが、秋田県の海岸から漁船に乗って北朝鮮へ十日行ってまいりましたと私におっしゃいました。今度、弟の北大の講師をしている方に、永登浦という刑務所で会いましたら、その方は泣きました。私のような自然科学者を思想が犠牲にするというのはいけいからぬと、こうおっしゃいましたが、あなたはそのせいでやむを得ないことになったのですかと言いましたら、秋田県からおにいさんのほうは一九六一年に北朝鮮に渡られた。弟と妹に会わしてやると言ったが、会わしてくれなかったとおにいさんも言っておられました。弟さんのほうも、秋田県の海岸から漁船に乗せられて北朝鮮に一月月行ってまいりました。弟と妹に会わしてやるといって、会わしてくれませんでした、こうおっしゃっていましたので、私は、あなた、それならんさない、パスポートを持たない旅行をしているじゃないですか、あなたがむしろ政治をさわったんです、私はそういうことを言ったのでございませう。

金大中事件に目が奪われておりますが、「北朝鮮スパイ逮捕の二人を起訴」とここに書いてあります。本年八月五日、山形県の温海の海岸に、日本語をしゃべれない、韓国語しかしゃべれない三人が逃げてきて、一人は警官をなぐり倒して、一人逃亡中でございます。こんなことはどうなっているのですか。国交のない国から日本語をしゃべれない人がほとんど入ってくる。片一方は、連れて出たやつのはらはらと持っている。そして北朝鮮は遭難をしたのだと言っています、遭難の浮遊物も何も無いというのです。海水浴場のすみっここのほうで、ずぶぬれになってうずくまっているやつを警察の人が不審尋問をした。

さつき言いました金兄弟、このお二人に聞きま

したら、自分が浦項製鉄所の専務になって日本に帰ってきたら、北朝鮮鮮連の人たちがどんどんきいて、浦項の製鉄所はどんなになっていきますかと、いろいろな世間話。自分は日本というのきななくに住んでいるから、何もわからずにいろいろな話をしました。それが韓国では法律に触れるそうです。日本で法律に触れないことが韓国で法律に触れるということ、この金大中事件でも私は基本に考えないといけないと思う。ですから、警察庁どうですか、こんなのはどれぐらい入ってきているのですか、朝鮮のスパイ関係は、そういうわかんない人も一ぱいあると思えますが、この事件に關して、それからいまの金兄弟の事件に關してひとつお話し願いたいと思えます。

○山本(總)政府委員 お答えいたします。北朝鮮の地区から日本に不法に密入国してきた者は、昨年検査した数としては、結局、出入国の関係の事実がわからない者を含めて、外登法違反という形の事件として処理したのは七名ということでございます。

それから、いまお話しになった温海の関係ですが、これは八月五日の午前零時五分ごろ、山形県の温海町付近の国道でパトロール中の警察官が、真夜中でございますので、その三名を不審であるとして職務質問をしたところ、そのうちの一名が、青森から歩いてきた、外国人の登録書を持っていない、そういうことを答えたので、外登法違反、不携帯の疑いで任意同行を求めたところ、やにわにその質問をした警察官に、から手突きで暴行を加えて水月を突いて逃げたわけですから、直ちに公務執行妨害というところで追っかけていって、それをつかまえた。その際あとの二人は逃げてしまいました。それから一晩かかって大々的な捜査をいたしました。五時間ほどたつて、鼠ヶ関の海水浴場の学生のテントの中に潜伏していた、ぬれぬれみになって一人を逮捕したということ、あとの一人は相変わらず現在までわからない。捜査中でございますが、この件については、去る二十五日、山形県地検で出入国管理令

違反ということで公判請求をいたしておる実情でございます。

○中山(正)委員 どうもありがとうございます。十二時半で終われということですが、もう過ぎておりますので、まだ一ぱい申し上げたいことがあるのでございますが、山形県といえば、近藤鉄雄先生の地元でございます。まことにそういう日本側の裏側を非常にねらう傾向があります。岩手県のほうにもぐるぐる回って入っていく。日本の山口県とかそういう近いところではなしに、虚をつくという態勢が非常に向こうのどつていいる態度だと思えますので、これは、日本の主権を侵されるのがいやだということならば、そのやられたことより、知らないうちにやっておられることのほうが、おそろしい事態をいろいろその中に内包しておると私は思っています。

共産主義戦略の基本原則というのは、あすの敵と戦うためにきょうの敵と結べということでございます。ですから、それを裏返しますと、われわれはあすの敵と戦うためにきょうの敵、きょうの利害の対立する相手とほんとうに腹を割って話し合っていくという原則を立てていかないと、むざむざにその現象だけをとらえて全体を見ない政治というのは、結局は自国の安全に大きく影響するところになると私は思う。

最後にお伺いしておきたいのですが、国連軍の問題に対して、何か外務大臣が国連軍の引き揚げに協力をするとおっしゃったとか。これはこの間、新聞を見たら、そうじゃないかという感覚を私は得ましたので、ありがたいと思っております。私は日本の局地戦争が起るとしたら、多分、韓国から国連軍が引き揚げてからだ。あの朝鮮動乱の終戦のときに、クラーク大將だけが休戦協定にサインをしておる。国連軍だけがサインをしておいて、李承晩大統領は休戦協定にサインをしておる。韓国から米軍、国連軍が引き揚げてから朝鮮動乱は再び開始しているという国際情勢になると私は判断している。アメリカ軍、国

連軍がない限りは韓国は百日もたないだろうといわれております。そうしますと、はるか対馬から晴れた日には釜山が見えるわけでありますから、そこから追い落とされた人たちはどこへ一体逃げてくるだろうか。私は近くの九州だと思いません。局地戦争に自衛隊があつたらいいとかなんとかいう話がありますが、私はもつと現実をきびしく見て、政治をする者は最悪の事態を予想しておく必要があると常々考えております。

最後に、国連交渉も始まるまででございますが、中国の問題は台湾を切り捨てるということをやつてまいりましたが、今度は北朝鮮を認めさせて、どんどんと日本に強力な工作ができるようにするというのが共産主義戦略の朝鮮半島、韓国半島に対する次の手段であろう、かように私は考えておりますので、その国連問題を通じて、国連軍の問題、大臣の御所見を伺って質問を終わりたいと思っています。

○大平(外)大臣 まず初め、国連軍と在韓米軍とは別なことでございまして、いまわれわれが検討いたしております国連における朝鮮問題の実質問題の一つといたしまして、国連軍という旗をおろすかおろさないかというような問題が前々から取り上げられておいて、いまも問題になっておるわけでございます。しかし、あの三十八度線を中心といたしました休戦協定というのは、国連軍司令官が署名しておるわけでございます。だから、この休戦ラインというものの存在と、それから国連軍の旗をおろすという問題がどういふ関連になるのかというような点、いまわれわれの検討の問題でございます。在韓米軍につきましても、日米共同声明にもありますように、適正な抑止力は今後とも保持するというところでアメリカはいつておられます。私もそれを十分理解しておるところでございます。

○中山(正)委員 そういふことで、その休戦協定にサインをされている国連軍の旗がおりるといふことが、在韓米軍がいるとかいないとかの問題よりも大きな問題であろうと私は考えておりますの

で、この下世話に騒がれております現象面だけに  
とられずに、日本の将来の利益、長くひいて日  
本の将来に一体この事件がどう影響があるだろう  
かという想像力をたくましくしていただいで、今  
回の事件の御処理に当たっていただきたい。関係  
官庁の皆様方にもともにお願いをいたしまして、  
質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございます。

○三原委員長 午後三時より委員会を再開するこ  
ととし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時三十八分休憩

午後三時十二分開議

○三原委員長 休憩前に引き続き会議を開きま  
す。

外務省設置法の一部を改正する法律案を議題と  
し、質疑を続行いたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し  
ます。中路雅弘君。

○中路委員 この期間、日米会議等重要な問題が  
あったわけですが、きょうは非常に時間が  
限られております。その範囲で御質問したいので、  
二つばかりきょうは御質問したいと思っております。  
金大中氏の問題は外務委員会、法務委員会を主舞  
台にして質疑がやられておりますので、時間をとっ  
て私この問題をきょう御質問するつもりはありま  
せんけれども、二、三重要な点について、午前中  
の質疑と関連して御質問したいと思っております。

韓国政府のほうから送られてきた捜査状況で  
は、全く事件の核心に触れる問題というものは一  
切明らかになっていませんし、捜査状況という名に  
値しないのですが、もうすでに三週間、事件が発  
生してからたっています。この真相を徹底的に究  
明するためには、やはり本人の意思に反して拉致  
された金大中氏の再来日、正確にいえば、原状回  
復をやらなければ問題が解決できない。これは多  
くの人たちが主張しているところでございますが、  
午前中法務大臣も、いまの現状のままで金大中氏

の再来日を抜きにしてこれ以上捜査がやれない、  
国際法を越えて政治的にもせよ再来日が必要だ、そ  
うでなければ両国関係が非常に重要な事態にな  
る、こういう話でありましたし、まあ法務大臣の  
第六感では、近い将来に戻るのじやないかとい  
う話もありました。

この点について、外務大臣とも変わらないんだ  
というお話がありましたけれども、外務省の姿勢  
を見てみますと、非常にこの点では、韓国のほう  
に対する協力待ちというふうな状態が変わらな  
い。先ほどの答弁でも、韓国における金大中氏ほ  
か二名の供述内容、そういったのが送られてきた  
場合に、再来日について、それでいいんだとい  
う、遠慮するとは言わないという答弁ですが、こ  
も、はつきりこの再来日の問題を日本の主権の  
名において韓国政府に強く要求していく、こうい  
う立場では非常にあいまいな答弁をされているわ  
けです。金大中氏も自宅で後宮大使に対して、日  
本に来ることを望んでいるわけですが、私は最初  
に、この金大中氏の再来日の問題について、これ  
が実現しなければ両国関係にとっても非常に重要  
な問題だ。また捜査がこれ以上やれないという法  
務大臣の意見もありますけれども、外務大臣のこ  
の問題についてはより明確な御答弁をお願いした  
いと思っております。

○大平国務大臣 本件は早急に解明をいたしまし  
て、納得のいく解決をはからなければならぬこと  
は当然なことでございます。そのために、捜査当  
局といたしましては、重要な参考人でありま  
す金大中氏ほか二名の方の再来日が必要であるとい  
うお立場で、韓国政府と折衝方申し越してこられ  
ておるわけでございます。私も、そういうラ  
インで鋭意その実現に努力いたしておるわけでご  
ざいます。

問題は、お三方の身柄がいま韓国の中にあるわ  
けでございます。どういたしまして韓国政府の  
協力を必要とするわけでございます。したがっ  
て、その協力が得られるように鋭意努力をいたし  
ておるわけでございます。

また、お三方の供述内容というものは、一面日  
のうちに提供できるということでございます。こ  
れは入手いたしましたので、入手の時は十分検討を  
しなければならぬことだと思っております。満足  
すべきものかどうか、受けてみなければわかりま  
せん。しかし、私もかねがねこの事件の捜査、  
解明におきまして、お三方の再来日が必要である  
という捜査当局の申し出はよく理解できるわけで  
ございまして、供述内容の提供と別に再来日の問  
題も要請いたしておるわけでありまして、今後も鋭  
意努力していくつもりでございます。

○中路委員 私は、この再来日と普通いわれている  
問題ですね、もう一べん来てもらうんだ、単純  
にこういう問題じゃないんじゃないか。一般的に  
再来日といわれておりますけれども、この問題に  
ついてもう少し突っ込んでお聞きしたいんです  
が、これは再来日というのが単に真相究明だけ  
ではなくて、明らかに主権侵害、本人の意思に反し  
て拉致されていったわけですから、最小限の要求  
として、正確にいえば原状回復することがこの問  
題の真相を究明していく前提だと思っております。  
その点で、再来日の要請の際に、ほんとうの意味  
での原状回復、条件をつけたい。日本に来た場合  
に、この真相を究明するという立場から見れば、  
真実を語る保障がなくては自由な供述が得られな  
い。いろいろ条件がつけられておることでは  
ない。再来日によって真に真相を究明することが  
できない。その点で、一般的には再来日といわれ  
ていますが、やはり原状回復ということが最小限の  
要求でなければなりませんし、再来日の要請の中  
に条件をつけたい。再来日はこの問題を究明する  
ためであるわけですから、真実を語る保障をは  
きりさせてもう一度来ていただくことが、  
この再来日の中では最も重要な問題だと思つた  
のですが、この点について外務大臣のはつきりとし  
たお考えをお聞きたい。

○松永政府委員 法律的な側面がございまして  
で、私から御説明申し上げます。  
現在の状況におきましては、連行事件という不  
法行為があったことは確かでございますが、その  
不法行為が韓国の国の機関によってもし行なわれ  
たという仮定が成立すれば、いま御指摘がござい  
ました原状回復という問題が出てまいりますわけ  
でございます。しかし、そういう状況が出ておられ  
ない現在の段階におきましては、日本におけるその  
不法行為の捜査の解明のために、御本人、被害者  
であるところの金大中氏ほか参考人の方に日本に  
来ていただいで捜査の解明に当たるよう、韓国政  
府の協力を求めているというのが現在の状況でご  
ざいます。

○中路委員 主権侵害かどうかということも明ら  
かにするという意味でも、自由な供述が得られな  
ければいけない。来てもらって、その場合に真実  
を話せないということでは困る。真相を明らかに  
究明するためには、そういう点で私がお聞きして  
いるのは、この再来日について条件をつけられて  
よすということでは、また真実を語る保障がな  
ければ、この捜査を通じて明らかにするといま言  
われた主権侵害の問題についても明らかにすること  
とはできない。だから私は、再来日について何ら  
条件をつけたいということでは要請をしなければ、  
真にこの問題の真相を究明することにならないん  
じゃないかということでお尋ねをしているわけな  
んです。その点についてどうお考えになるか。

○松永政府委員 再来日の際の条件というもの  
の内容がどういうことでございますか、私も承  
知しておりませんので、これまた仮定の問題とし  
てしかお答え申し上げるわけにまいりませんが、  
当然のこととして、捜査のために、十分  
な捜査が行なわれないような条件が付されること  
は、政府としては断わらざるを得ないだろうと思  
います。当然その捜査の結果、真相、実際の事件  
の実体が解明されるという必要があるだろうと存  
じております。



聞く。さつき金大中氏ほか二名というお話がありましたが、正確にいえばあとの二人は重要な参考人として来ていただくということになると思う。しかし金大中氏は事件のそれ自身でありますから、そういう意味では原状回復するということが何よりの条件で、捜査を明らかにする意味でも、その供述について、いろいろ来るときに条件がつけられるということがないように、このころは、私は再来日の要請の中でも明確にしていかなければならないというふうに思うのですが、重ねてこのことを要請しておきたいと思つてます。

もう一つ、先ほど午前中にも質問がありまして、法務大臣がお答えになった問題で、すけれども、再来日した場合に、亡命の意思がある、希望があるという場合に、さつき法的な点については法務大臣がお答えになりましたけれども、亡命の要請があった場合に保護するということができるのかどうか、その点についてもお聞きしておきたいと思つてます。

○大平國務大臣 再来日が実現するかどうか、いま鋭意その実現方努力中でございます。かりにそれが実現した場合、本人が亡命の意思を持っておられるかどうかという点については、私にはわかりません。どうお答えしたらいいのですか、これは。万一そういう状況になった場合に、日本政府が、一般的なお答えといたしまして、政府の許された権限のもとで正当に処理しなければいかぬと思つてますが、私といたしましては、政治的にまけて処置するとか、両国関係がそのためによけいな摩擦を生むとかいうようなことのないように配慮しなければならぬのじゃないかと考えておりますけれども、まだそういうことは全然仮定のことでございます。

○中路委員 はつきりしないのですけれども、両国関係の政治的な関係ということも配慮してということですが、私が端的に聞いているのは、亡命の意思があった場合に、その本人の意思を尊重していくのかどうかということですね。その点についてだけでも一度お伺いしたい。

第一類第一号 内閣委員会議録第四十九号 昭和四十八年八月三十一日

○大平國務大臣 一般的な取り扱ひといたしまして、わが国といたしましては、仰せのように、あくまでも本人の意思を確かめた上で措置いたしておるので、日本の政府の意思によって措置はいたしていいわけでございます。

○中路委員 韓国の情報部、KCIAの問題についてはいろいろこの国会でも論議をされてきておるわけですが、午前中外務大臣は、この事件は韓国人が関与したということ濃厚だということをお話になっておりました。いま朴政権につながる謀略組織が本事件を引き起こしたということは、一般新聞、週刊誌あるいは世論の中ではあたりまえのことになっていくわけですが、この東京のどまん中、首都のどまん中から白昼拉致されて、そして戒厳令下の韓国の中で自宅の近くまで連れていく。それが一般の何か民間人、そういうグループでやるということは神わざでもできないような仕事なわけでは、これは明らかに思つておられるのですけれども、法務大臣は第六感というお話もありましたけれども、外務大臣は、こういう問題について、韓国の民間の組織、あるいは何かのグループがはね上がってやったのではない、できるものじゃないかということについて、第六感か何か知りませんが、何らの疑いも持たない、そういうことですか。

○大平國務大臣 私が申し上げられることは、いませつかく捜査当局が事件の真相を解明中でございますので、解明中に憶測を交えて見解を述べる勇氣はございません。

○中路委員 金大中氏の問題については、いまのような御答弁を繰り返してやられていくわけですが、この国会の中では、参議院、衆議院を問わず、韓国のKCIAの日本国内における活動、たとえは、日本に帰化した韓国人や在日韓国人が、不法に韓国に連れ去られて逮捕、投獄されたという例が幾つもこの国会の質疑の中で出されているわけですが、このような事実を見ても、KCIAの活動というものは、一般の情報収集の活動だけではない。韓国の反共法を守り現政権を維持するという

ことを絶対使命にして、国内内外で手段を選ばないいろいろな謀略活動をやっている。私は今度の金大中氏の事件は冰山の一角だと思つておるのですが、金大中氏の事件はまだ捜査中だ、何も言えないというお話でしたが、この国会の中で幾つか取り上げられているような具体的な問題については、当然これは韓国の情報機関、政府機関に属するということになれば、こういう活動を一切禁止して国外に退去をさせなければならぬと思つたのですが、この国会でいままで取り上げてきたという問題について、私はきょうは時間がありますから、一つ一つ実例でお聞きするわけにいきませんが、いままで取り上げられた問題についても、たとえば外務省としてどのように具体的にその後対処をされているのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○高島政府委員 先生が具体的な例をおあげにならないで、一般的にどのような程度のことを外務省が知っているかというお話でございますので、私のほうでもお答えのしかたが非常にむずかしいわけですが、一般的に申しまして、われわれのほうではいたしまして、このような種類の問題についてはたいへんな関心を持っておりまして、一々の事件につきましても、あとうる限りにお聞きしていろいろ調べております。

【委員長退席、藤尾委員長代理着席】

○中路委員 たとえばこれは、参議院で私どものほうの議員が質問した問題で、一つの例であります。韓国の金在権公使の問題ですが、金大中氏事件でも、この金公使が、この事件の直前、四日前に梁一東氏と会って、金大中氏に本国に帰るよう勧めたけれども依頼しておいたといわれておるわけですが、事件当日も梁一東氏は、通報で警察より先に金大中氏の誘拐現場であるホテル、グラントパレスに姿を見せていたわけですが、その金公使が韓国KCIAの第七局長の肩書きを持って活動していた人物だといわれています。この問題についても参議院の質問では、こういうことについてもまだ捜査をしていないという

お話だったわけですね。こういう事実について、たとえば金公使からその後事情聴取をやる。具体的に提起されたわけですから、そういうことはやられたわけですか。

○中路委員 お話にございました、八月四日に金公使と梁一東氏が会ったという件につきまして、質問のありました当時、質問者がそういう事実を知らなかったということでございます。すでに概要を承知いたしておりました。

それから、金公使が現場に参りました事情につきましては、八月九日に金公使から警察の捜査に協力したいということで事情説明の申し入れがございましたので、捜査本部の幹部が事情説明を受けて、どういうことで現場に参ったのかということについて事情を聞いております。

○中路委員 時間があれば、私は幾つかの具体的な例でその後の問題をお聞きしたいと思つたのですが、時間がありませんから一つ一つ例をあげませんが、不法に韓国に連れ去られたという事件だけでも、先日私たちの議員が例をあげただけでも十五、六件あります。その後それがどうなっているのか。あるいは不法な活動がそこで行なわれているとすれば、外務省として具体的な対策をとらなければならぬ。その点について、この国会で取り上げられたこういった問題について、その後の明確な調査も含めて、具体的な事実があった場合に、それに対して外務省として具体的に何をとる。不法な活動があれば、KCIAのその容疑について国外退去をさせることも含めて明確な対策をとるといふことについて、私は、一般的ですけれども、当然のこととして、この国会で取り上げられた問題についてそういう対処をしていくということについては、明確な御答弁をお聞きしておきたい。あらためて、その一つ一つの事件についてその後どうなつたかということも、また時間があつたときに尋ねたいのですが、まず最初にその点をひとつ確認しておきたいと思つております。

○高島政府委員 私どもの調査している範囲では、いままで明確に、たとえば韓国の外交官が日

本でいわれる主権侵害といわれるような行為をしたという事実は承知しておりません。もしそのような事実がありますれば、これは当然そのような事実に基づいて適当な措置をとらなければならぬと考えております。

○中路委員 いまの問題は、その後の問題については、法務委員会その他別の機会にまた関連の部分で質問させていただきたいと思いますが、せっかくきょう防衛庁の局長、施設部長も来ていただいているので、重要な差し迫った問題ですので、もう一つの問題をお聞きしたいのです。

午前中、簡潔に大出議員も質問されたミッドウエーの問題をめぐると問題です。アメリカ局長が先ほど、秋以降ということでもまだ時期の相談はしていない、話はないという御答弁でありましたけれども、たとえばこれはアメリカ海軍、横須賀基地の艦船修理部の広報紙です。「錨」という広報紙の最近号を見ますと、一九七四年のアメリカの会計年度、ことしの七月から来年六月までの会計年度のSRR、艦船修理部の工事予定表というものが出ています。これを見ますと、九月下旬から十月上旬、十二月、来年一月、四月に、艦船番号CV41、これは航空母艦ミッドウエーのことですが、ミッドウエーの工事が予定されているわけです。これは工事予定表に出ているわけですけれども、

こういった点や、午前中も質問がありました。が、ホノルルのアメリカ太平洋軍司令部の招きでハワイ、グアムの米軍基地を視察したのです。十一日からでしたか。防衛関係の記者会のハワイでの記者会見で、これは新聞の報道ですけれども、ガイラー太平洋軍司令官が、寄港の正確な日取りについて固まっていらないが、事前に日本政府と相談の上、秋に実現する運びになろうと言つて、さらに第七艦隊の直接指揮責任者であるクレアリー太平洋艦隊司令官は、その時期は九月であろうと述べたというのが各新聞にも出ています。ですから、横須賀の現地の艦船修理部の予定表を見ても、あるいはこういうアメリカのほうの

第七艦隊の直接指揮責任者の言明でも、九月あるいは十月ということはずでに言われている。日本政府と相談の上ということも言っているわけですが、外務省が全くこういう動きについて知られない、相談もないということはないんじゃないかと思っております。その点ありましたら、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。

○大河原(良)政府委員 けさほど大出委員の御質問にお答えいたしましたように、秋ごろにミッドウエーの横須賀寄港というものが考えられているようであるということは、私もかねて聞いておるところでございます。具体的にホノルルで米太平洋海軍の首脳者が、ホノルルを訪問いたしました防衛庁の記者会の記者の方々に、九月ごろということも言ったという話も報道で聞いております。また十月じゃないかといううわさが地元で流れているという話も聞いております。しかしながら、米側からまだ九月であり十月であるという具体的な日時についての通告を受けてはおらないということも、先ほど申し上げたわけでございます。

○中路委員 この内閣委員会でこれまで何回かミッドウエーの問題が取り上げられていますが、たとえば三月二十九日の内閣委員会で、私のほうの東中議員の質問で外務大臣は、このミッドウエーの母港化というのは第七艦隊の戦略的な強化をねらったものでないという答弁もありません、あるいは四月十二日の大出議員の質問にも同じように、この横須賀の第七艦隊の機能がこれで強化される、私はそうはとらない、家族計画なんだというふうに考えておるといふ御答弁もされております。三月二十九日には、機能それ自体について、それがためにアメリカ戦略がそれを基点にして変わるんだというふうな評価は私にはしていません。大体共通してはいますけれども、このような御答弁をされてはいますが、私はこのミッドウエーの母港化という問題について外務大臣がこのような答弁をされるのは、実際の母港化の性格やそういうものについて、きつく言えば国民の目をごまかす答

弁ではないかというふうに思っております。アメリカのほう自身がこの問題についてどう言っているか。一、二引用しますけれども、たとえばリード国防長官が、これは七三年度の国防報告で述べていますが、海軍が検討しているもう一つの新しい項目は、前進展開した艦隊部隊の海外母港化である、この母港化によって平時のわが兵力水準をよりよく活用できることになるということで、日本に前進展開する、この母港化を実現していくということも述べています。またリチャードソン国防長官が、これは新聞記者の会見で言っているのですけれども、母港化というのは、兵隊の士気という点だけではなくて、艦艇の展開の節約という点から見ても非常に利便なアプローチだ、なぜならば艦艇を本国まで引き揚げさせる必要がない、作戦領域を広げ実時間を節約できるというふうないろいろな述べているわけですが、私は、今度の母港化の問題が、単に家族対策とか、あるいは基地の機能を強化するというものでないというのじゃなくて、明らかにアメリカの新しい効果的な出撃拠点をつくる。いまの日本安保条約を、端的に言えばアジアの安保条約として、日本を極東最大の足場にしていこう。また、この母港化が足場になって周辺の基地の再編成強化が行なわれてきているというふうな、その一環としてとらえるべきだと思っております。この問題について具体的な点でお聞きしたいわけですが、

アメリカの太平洋艦隊司令官も、先ほどの防衛記者の会見でもこう言っています。これは日米安保条約をサポート、ささえるものである、横須賀を母港化することによって西太平洋における米軍の大きな存在を維持することができ、全般的にアメリカの力を非常に強めることができる。これは毎日新聞にも引用されておりますが、このように性格をはっきりとアメリカの高官のほうは述べているわけですから、この母港化と関連して八月二十三日の新聞にも、在日米軍の海軍司令部の航空母艦の艦載機の訓練飛行場として、神奈川

県の厚木基地とともに青森県三沢基地を並行して使う方針であることを明らかにしたというのが報道されていますが、まず最初に聞きますが、これは事実ですか。

○大河原(良)政府委員 まず最初のいわゆる母港化による機能強化という点でございますが、アメリカの政府は前から、海軍艦船の展開地域に近いうちに乗り組み員の家族を居住させることによって、艦船の効率的な運用と経費の節減をはかるということがねらいであり、あわせて乗り組み員の家族との別居期間を短縮することによって士気の高揚をはかる計画を実施していく、こういうことを言っているわけでありまして、こういう計画の一環として空母ミッドウエーの乗り組み員の家族を横須賀周辺に居住させたい、こういうことを申しているわけでございます。先ほど外務大臣の三月の御答弁を引用されておりますが、外務大臣の当時の御答弁は、まさにそういう点を含めまして家族に対する対策の一環である、こういう御答弁があったというふうに承知いたしております。

空母ミッドウエーが寄港いたします際には、その搭載機が周辺の陸上基地に補給、補修等の目的をもって収容されるというふうなことは当然考えられるところでありまして、従来、横須賀に寄港いたします空母の搭載機は、たとえば厚木でありますとか、そういうふうな米軍の施設、区域を御使いたしていただいているような目的を果たしているわけでございます。ミッドウエーが具体的に寄港いたしますかという時期につきましては、先ほど御答弁申し上げましたように、まだ詳細具体的なことを連絡を受けておりませんが、入港の場合には、従来と同じような形で艦載機の陸上基地への収容というふうなことが当然あり得るだろうと考えております。

○中路委員 母港化を拠点にして、横須賀の基地の問題をきょう詳しく聞かせませんが、現地の横須賀基地だけではなくて、これは池子の弾薬

基地の厚木基地ととも

基地の厚木基地ととも

基地の厚木基地ととも

庫の再開もそうですが、いまお聞きしましたように、三沢だとか厚木、あるいは新聞の報道では木更津という名前もあがっていますけれども、この周辺の基地が新しく使用され、いろいろ強化をされてくる、住民との間でも問題が起きてきているという状態。決してこの母港化が家族対策ではないという事は、すでに事実で明らかになってきているわけですが、この三沢で、最近横須賀に入ってきた航空母艦のハンコックのスカイホークの訓練が行なわれました。これについて三沢市長をはじめとして市議会の委員会から、防衛庁に厳重な抗議が八月二十五日に行っていると思えますけれども、いままで三沢と國と地元ですね、基地の關係、防衛庁の關係で三者で使用についての協定が結ばれている。四十五年三月に、たとえば天ヶ森射撃場の使用方法についての条件、あるいは移動訓練を行なうあたりとか、三沢基地への発着とか射撃場の使用の場合、住宅地域の上空を絶対飛行しない、こういう三点の協定があったそうですが、今度の訓練がこの協定にも違反しているということで、地元市長からも防衛庁に強く抗議があった。そして今度空母ミッドウエーの母港化になれば、三沢基地がこの艦載機の発着訓練に使われるということで、青森県あるいは三沢の住民の皆さんは、こういう問題に非常に大きな不安を抱いている。すでに現にそういう空母の訓練が始まっている。ミッドウエーの母港化あるいは入港に伴って、一そうこういうことが大規模に行なわれるだろうということから強い抗議が来ているわけですが、いままで三者で約束したという使用協定に違反してアメリカが訓練をやっている、この点について、防衛庁あるいは外務省のほうで、いままで約束されたという住民との間の協定を守らせるということについて、私はこの中ではっきりさしていただきたいと思います。

○平井啓政府委員 先般、八月十三日から十三か二十三日までだったと思いますが、三沢飛行場にハンコック航空母艦艦載のスカイホーク等十機

が飛来し、その機会に、三日間ほどにわたって、隣接します三沢対地射撃訓練場で訓練を行なったという事実がございます。その際に、御指摘にありましたような三沢市長からの抗議の文書が防衛庁に参つておられることも事実でございます。当時、さっそく演習の模様等を調査いたしましたところ、三沢対地射撃場の訓練に關しますところの使用条件というものがございまして、この際ちよつと申し上げておきたいと思つて、報道等にも三者協定ということばが使われておるのですが、三者協定というものは存在しておりません。昭和四十五年に地元市長さんに対して、日米間で取り決められているところの、三沢対地射撃場の訓練に關する使用条件の詳細を御通知申し上げた経緯がございます。なお、使用条件につきましては、当然講和条約発効後からすでに告示が行なわれていたわけでありまして、その中の身のさらに詳細な点につきまして、昭和四十五年に三沢市長にそういう点の文書を差上げたわけでございます。その条件のことをおそらく報道等でも三者協定とおっしゃっているらうと思つております。

○平井啓政府委員 先般、八月十三日から十三か二十三日までだったと思つて、三沢飛行場にハンコック航空母艦艦載のスカイホーク等十機

も在日米軍司令部に対して、こういう使用条件に反する訓練のないように厳重に申し入れを行なつた次第でございます。

○中路委員 青森の三沢基地がそういう形で条件を無視してすでに訓練が行なわれるということになれば、ミッドウエーの発着訓練がこゝを使用するということが言明されているわけですから、一そう大きな被害を与えるし、いままでの条件も無視されるということで、まず地元住民との間の約束を厳格に守らせろということ、いまお話しになりましたけれども、明確にさしてほしいということ。

○平井啓政府委員 厚木は、修理、補給、管理部門につきましては、二条一項(α)の施設、区域として提供してございますが、そのアクセスのためには必要であります滑走路は二条四項(β)の共同使用を認めております。また木更津についても御指

摘がございましたが、木更津は二条四項(α)という形で自衛隊との共同使用が行なわれておりますが、本来米軍に提供いたしました施設、区域でございます。そういう意味におきましては、厚木、木更津西飛行場とも、地位協定上米海軍がこれを使用することについての問題はないわけでございます。

○平井啓政府委員 厚木は、修理、補給、管理部門につきましては、二条一項(α)の施設、区域として提供してございますが、そのアクセスのためには必要であります滑走路は二条四項(β)の共同使用を認めております。また木更津についても御指

この使用条件の中に、対地射撃訓練を行なう場合に、陸上の標的、あるいは海上の制限水域の中にあつた海上標的に向かつて射撃訓練を行なうときには、その射撃のために入つてくる進入方向というものが規制されているわけでございます。ところが、今回行なつたところのスカイホークの訓練で、これは模擬弾ではございましたが、この使用条件に定められた進入方向じゃなく、北のほうから南下して入つてきて射撃の標的設置場所に模擬弾を落としたり、そういうことを八月二十二日の日に行なつたという事実をつかみま

それから、青森の三沢とともに、厚木の航空基地がやはり母港化とあわせて訓練に使われるという話があるのですが、それについても事実はどうかということをお聞きしたいわけですが、厚木は一昨年の十二月に、共同使用で移駐した海上自衛隊の手で新しく計器着陸の管制装置が設置されました。それ以後、これは母港化の問題と関連して、厚木の基地がさらにこういう訓練に使われるんじゃないかという不安が地元にもあつたわけですが、基地のほうは、現在以上に発着訓練による爆音といったものを悪化させないと言表していただいております。

母港化の問題というのは、私はこのように一、二の例をあげましたけれども、全体としての新しい基地の強化あるいは再編成につながつてきていることは明確じゃないか。外務大臣は盛んに、これは基地の強化でないんだということを答弁されていますけれども、一、二の例をあげただけです。この点から私は、母港化の問題についてもう一度検討し、こういう基地の新しい強化や再編成につながる母港化はやめるべきじゃないかというふう

これは確かに、三沢市長のほうからさつそくの抗議がございましたように、使用条件の中に掲げている進入方向という点に關しての条件に対する違反の訓練でございます。さつそく現地におきまして米軍の責任者に対し、また東京におきまして

〔藤尾委員長代理退席、委員長着席〕それが、新しく三沢基地とともに訓練基地としての使用の意向が打ち出されているということ、地元の住民あるいは市議会の中では、騒音の被害や墜落の危険が高まるのではないかと、非常に不安を持って、いま問題になつていっているわけですが、厚木の航空基地は、このミッドウエーの母港化とも関連して、艦載機の発着訓練に使われるのかどうか、どのように使用されるのか、これをお聞きしたい。

もう一つ、時間もないので統一してお伺いしますけれども、もとオクラホマシティの艦長をやつていたアメリカのジェーン・ロックという人に、昨年の暮れに、日本原水協の国際部担当の常任理事である佐藤行通さんが、アメリカの国防情報センターで会つてお話をしたときの記録が新聞にも



がなくて一、二の例でお話ししましたが、ミッドウエーの母港化という問題が、横須賀の基地のこ

ういう埋め立てによる強化、あるいは三沢、木更津、厚木の使用の問題、横須賀の近くでは崎戸とか小柴の貯油施設が改修されておりますけれども、あるいは二年あき家になっていたという池子

とみんなつながって関連してきている大きな基地の再編成強化の問題だと想う。これを外務大臣は繰り返して、そうではないのだ、端的にいえば家族対策だ、そういう御答弁をいままでされているわけですが、私、この母港化がその点で、日米会談以後における、あるいはベトナムの協定以後におけるアメリカのアジア戦略の中で、それに積極的に協力する非常に重要な基地の強化の問題だと思ひますので、幾つか核の問題その他あらためて御質問することにしまして、きょうはこれで終わりたいと思ひます。

○三原委員長 鈴切康雄君。

○鈴切委員 午前中に法務大臣は、金大中氏を名

合に照らして、法務大臣の専権事項であるところの、亡命に準ずる処置として特別に留許可を与えると言明をされました。これは議事録を讀んでいただければよくわかるわけですが、そのとおりだと思ひます。そこで私、これはたいへんに前向きな答弁であると評価をしているわけですが、法務当局においても、当然大臣の言われたそのとおりであると、そのようにもう一度確認をしておきたいと思ひますが、いかがでし

たかと思ひますが、もちろんこういう問題が現実の問題になっておりませんし、それから現実の問題になりまして際には、その時点において国際的ないろいろの関係を判断しての結論が出るものと思ひますが、とりあえずの感觸をいたしましたは、そういった御説明があったものと了解いたしております。

○鈴切委員 法務当局、だいたひ答弁が後退しているように私は見受けま。法務大臣は明らかに金大中氏を名をさして、そして本人に亡命の意思があるならば、出入国管理令に照らして、当然私の専権事項として亡命に準ずる措置として特別の留許可を与える、こういうふうにはつきりおっしゃった。私はこの耳で聞いておりますし、そのところは大切な問題であるというので筆記をして

いるわけでありませんが、それがいま、現在そういう時点でないで、もし金大中が来られたら、諸般の情勢を加味して、そしてそれに対して言うならば判断をつけるという法務当局の考え方は明らかに後退しているわけですが、その点はつきりしていただきたいと思います。

○吉岡政府委員 だいたひ私が御答弁申し上げましたのは、私が大臣の発言を伺った際に私なりに感じたこととしまして、大臣自身の御意向がどうであったかということにつきましては、恐縮ながらひとつ適当な機会において大臣自身のお答えを聞いていただければ幸いです。

○鈴切委員 この問題は重大な問題です。ですから、こういうふうなあいまいなわゆる後退をした答弁では、とうてい審議が先に進められないので、議事録を取り寄せてはつきり読んでいただいて、そしてその上に立ってやっていた

きたいと思ひますが、そうしないと先に進めませんよ、これは。重大な問題で、これからいろいろの波乱を及ぼしていく問題が出てくるわけですから、それに対して大臣が言われたよりそんな後退した答弁を出されたということになると、これは先に進めません。委員長、その議事録の大事な部分をひとつ取り寄せて読んでいただいて、その

上において論議を伸ばしたい。いかがでしょう。お取り計らいをいただきたい。

○三原委員長 ちよつと速記をやめて。

〔速記中止〕

○三原委員長 速記を始め。

○鈴切委員 これはたいへんに重要な問題をやらんでおるので、私はそれを再度お聞きしたわけなんです。

そこでお聞きしたいことは、法務当局としては、当然金大中氏が来日をしなければもう捜査はできない、そしてまた、言うならば迷宮入りをしてしまふということを言われているわけでありまして、金大中氏が来日をした場合、金大中氏の意思というものは日本政府によって尊重されるかどうかという問題、この点についてお伺い

たしませう。

○吉岡政府委員 金大中氏の来日に際しまして、どういふ状況のもとで来日されるかということはまだ具体的にございませぬが、入管当局とい

たしましては、金大中氏の来日の際に本人の意思を十分尊重したいと存じております。

○鈴切委員 それでは裏返して見ますと、日本政府の意思によって個人の意思を曲げるといふことではないと判断していいですか。

○吉岡政府委員 入管行政の上から本件にタッチします面は非常に限られておるわけでございますが、金大中氏が日本に参りまして日本の捜査当局に協力されるといった面におきましては、何ら問題ないと思われると思ひますが、その間、金大中氏から何らか別の意思表示がございました場合には、その時点において判断いたしたいと存

じますが、しかし御本人の意思は十分尊重いたしたいと思ひます。

○鈴切委員 急遽後宮大使が帰国をされるという、そういう情報を私耳にしたのですが、どういふ予定でお帰りになりましたか。

○大平國務大臣 今晩帰国いたします、明日午前中に事務連絡をいたしまして、午後帰任させ

つりです。

○鈴切委員 もちろん後宮大使が来られるということは、少なくともいま重大な問題を提起している金大中氏との間の打ち合わせが多分に含まれていると、そのように判断してよろしうございませぬか。

○大平國務大臣 事件発生以来今日までの経過につきましては十分大使からも聴取しなければならぬと考へておりますし、今後の日韓間の折衝につきましても十分打ち合わせをいたしたいと思ひております。

○鈴切委員 金大中氏が再来日をするということは、これは言うなれば重大な一つのポイントとなつてくるわけでありませぬ。韓国側も当然金大中氏を再来日をさせざるを得ないという時点にもうある程度迫り込まれてきている、私はそのように判断をするわけでありませぬ、私はそのように判断するわけでありませぬ、金大中氏を日本に再来日させるについては、何か条件をつけて再来日させるということはある得るであろうかということなん

ですが、その点についての御答弁を願ひます。

○大平國務大臣 その問題につきまして、先方からまだ何らの意思表示を聞いておりませぬ。

○鈴切委員 たとえて言うならば、考えられるところは、滞在期間の制限とか、あるいは事情聴取のための、あるいはそれを終わつたときには韓国に帰すとかいう問題は、いまのところは韓国との間において、そういう条件の提示は全くないのか。きょう後宮大使が来られて、そのことで打ち合わせに來られるのじゃないかというふうには私に判断するのですが、そういう点はございませぬか。

います。後宮大使、先ほど御答弁申し上げましたように、本事件出来して以来、昼夜をおかずたいへん御活動いただいておりますので、激励をしたいと思ひますし、また大使の立場で本省にいろいろ報告したいこともありましようし、私どもといたしましては、現地の大使の御意見を十分聴取した上で今後の運び方を考えてみたいということとございまして、金大中氏の再来日問題のためにお帰りのため、そういうものではありませ

○鈴切委員 金大中氏の問題がいま一番世間の大きなポイントになっていることについて、やはり外務大臣は、まず金大中氏の再来日というものを対して、どのようなことをすればとにかくできるかということをお真剣に考えてほしい。あなたも先ほど御答弁の中に、全くこの問題は解明を急ぐ問題であるというふうに言われているわけでありま

すから、当然、後宮大使が来られたときには、この問題が一つの大きな焦点としてあなたとしても煮詰めもしなければならぬ問題だと私は思うのですが、先ほど松永条約局長は、たとえ来日しても十分な捜査ができないという条件では私どもも承知することはできないという御発言をされたわけでありますけれども、そこで警察当局として、当然外務省を通じて韓国のほうに、捜査に対しての協力ということをお願いすると思うわけでありますけれども、警察当局としては、少なくとも十分な捜査ができるという諸条件というものが私にはあるかと思ひます。もちろん、金大中氏がずっと日本に再来日すれば、それにこしたことはないわけでありますけれども、諸条件という問題を考えたときに、最低、金大中氏が日本に再来日して捜査に結論を出せるという確信のある諸条件というものは、どういふものがございませうか。

○山本(續)政府委員 お答えいたします。まず期間でございまして、大体、捜査に必要にして十分な期間ということになりますと、前提としては、御本人がどの程度率直、端的に捜査に協

力していただけるかどうかということにかかっていると思ひます。したがって、そういう条件が満たされればかなり早い期間で終了するし、またいろいろ記憶等が不鮮明になっているというようなこととの関係でなかなか判明しないというような問題がありますと、期間もやや延びざるを得ないというふうなあれがあると思ひますけれども、率直に言つて大体二、三週間ぐらひあれば解明できるのではないかと。一応の解明ができる、このように考えておりますが、御本人の記憶その他がやはり重大な問題になってくるというふうな考えま

す。○鈴切委員 そこで、韓国側これから金大中氏の再来日を要請するについて、韓国とのいろいろな話し合いがあると思ひますが、その中で一応考えられることは、いま申し上げましたように、もうある程度の日限というものを切つて、それが終わったならば韓国に帰してもらいたいという、そういうふうな条件も考えられましようし、それからまた、滞在期間というものをいつというふうにきめて考えられる、こういうふうなことも私はやはりいろいろの交渉の過程の中にあろうかと思ひますが、そうした場合、先ほど問題になつたわゆる法務大臣との関係が出てくるわけでありま

す。すなわち、そういう諸条件を日本の国が条件としてのだんだ場合、確かに金大中氏は日本に来るでありましよう。しかし来ても、日本と韓国の間に諸条件がついた場合に、本人の意思としては、少なくとも日本の国に亡命をしたいという意思があつても、しよせんは韓国と日本との間のいろいろな条件によつて本人の意思とおりにならないという場合が出てくるのじやないかと思ひますけれども、そうした場合、韓国とのそういうふうな取りきめと個人の意思とどちらを尊重されるつもりなんでしょうか。

○吉岡政府委員 入管の立場から申し上げますと、日本と韓国の政府間の了解事項と申しますか、これは国際的な約束でございまして、これ

は尊重せざるを得ないということでございます。他方、それを破るような意思がもし金大中氏にございました場合には、その意図が、人道的な見地から、また同氏の人權尊重の見地から、やはり考慮に値するということとございまして、これも入管当局といたしましては、十分考慮せざるを得ないかと存じます。したがって、現状におきましては、もちろん仮定の問題でございまして、どういった時点において、どういう状況のもとにそういう意思表示がなされるかということもわかりかねますが、われわれといたしましては、そういう二律背反的な立場にございまして、国際信義を守りながら、しかもなおかつ金大中氏の意図を尊重するという方向で何らかの妥当な解決点を見出すべく、これは入管当局だけの問題ではございませんで、外務当局の御助力も得まして、そういう解決点を見出す以外に方法はないのではないかと存じます。

○鈴切委員 そこで、先ほどから私が、少なくとも法務大臣の御発言は前向きで非常に評価ができると思ひましたのは、それをすばりと言ふならば、亡命をされたときには受け入れられるんだという、そういうのはつきりした態度を言われた。そういう意味において、いま法務当局が、韓国とのいろいろの信義の点もあるし、それからあるいは諸条件というものを考えたときに云々ということになりますと、結局は、金大中氏が再来日したいということとは、後宮大使と会つたときにすでにその意思はつきりしているわけですから、この問題は必ずや大きな問題として禍根を残すような結果になるといふふうに私は思ひます。だから、先ほど言ひました議事録というものは、たいへん重大な意味があるということを私は申し上げたわけであります。この問題について、法務大臣は、先ほど言ひました、さらに追及するということにもいきませんから、それでは観点を交えまして申し上げたいと思ひます。

梁一東と金敬仁の二人に、どうして日本の国に一度来ていただきたいということを強く要請しな

かったのでしょうか。すなわち、金大中のほうはいろいろ渦の中にあつて、なかなか向こうのほうの捜査等の関連もあるわけであります。この梁一東、金敬仁の場合においては、そういう意味において自由にある程度行動はできるわけであります。それに対して、捜査の上においてさらに話を進めたいというならば、そのお二人を先に来日するということについては、外務省としては要請をされたんですか。

○高島政府委員 梁一東氏と金敬仁氏につきましては、日本を離れるにあたりまして、捜査に協力するために残つてくれということをお再三にわたつて要請いたしましたけれども、先方のたつての事情によりまして、韓国に帰りました。その後、両氏の再来日につきましては、金大中と同様に、再三再四韓国側に対しては、再来日するように要請いたしております。ただ、切り離して金大中氏と別個に日本に来てくれという要請はいたしておりませ

○鈴切委員 それは、非常に外務省のほうにしても、それから警察庁のほうにしても、手落ちがあると思ひます。少なくとも金大中氏は渦の中の人ですから、再来日ということについてはいろいろの諸般の事情があるでせう。しかし、梁一東氏と金敬仁氏については、これはこちらのほうでまず先にお二人に来ていただくということをお強く要請すべき筋合いのものではなかつたか。それによつてさらに金大中氏が来日をされるということになれば、すべて早くそういう点については解決できるわけであります。そういうことももしないで、ただ金大中氏とあとの二人と一緒に要請をしているところに、私はそういう意味においては、何か一歩この問題の解決をおくらせているというふうな感じを受けるのですが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○高島政府委員 政府が三氏の再来日についてとつておる態度につきまして、解決をおくらせているということとは、とんでもない考え方だと思ひます。私どもは、事件の捜査の究明のために全力

をあげているわけでありまして、再来日につきましても、あらゆる観点から、警察当局の御協力を得て適当な最善の方法を講じておるのが現状でございます。

○鈴切委員 結論から言つて、もつとベターな方法があったのじゃないかということをおしは申し上げておるのである、何も怠慢であつたとかなんとかいうことではなしに、ベターな方法があつたのじゃないかと私は申し上げておるわけです。

そこで、金大中事件に対して、政府が韓国に今日まで正式に何回そういう点についての御要請をなされたか。これについて……

○高島政府委員 いま直ちにここで何回ということをお答えいたしかねますが、回数のごとくでしたら、調査した上でお答えいたします。

○鈴切委員 梁一東氏が離日する際に、外務省のほうでは、ぜひとも協力していただきたい、こういうふうな要請をしたということは、いまアジア局長から話があつたとおりですけれども、それに対して梁一東氏が、要するに金大中氏を救済するために努力するという理由にして韓国に帰られたわけでありすけれども、その後、梁一東氏が金大中氏の釈放についてどのような動きをされておつたか。それについて韓国の日本大使館から何らかの報告があつたと思つておるわけでありすけれども、そういうことについて御報告願ひたい。

○高島政府委員 ただいま先生の御指摘の梁一東氏の韓国における活動につきまして、特別な報告に接してはおりません。

○鈴切委員 そういうことをやはり外務省は、韓国大使館を通じて、どういふ状態で動いているかということをお明かにあなた方は知る必要があるんじゃないですか。何のためのアジア局長なんですか。あなたはいかに、私どもはやつておるんだ、おくらせた覚えはないというふうなことを言つていながら、大事なポイントのみを抜けておるんじゃないですか。現実には私が言つたとおり、梁一東氏は少なくとも、私は金大中氏を救済すると言つて出かけたわけなんですから、その

後、梁一東氏がどういふ動きをやつたということについて、あなたたちは克明に韓国大使館を通じて知るべき責任があると思つたのです。大臣、いかがでしょうか。

○大平内務大臣 梁一東氏につきましては、その供述内容というものを御提供いただきたいという要求をいたして、近く提供できるということでございます。

それから、われわれの十項目にわたる要求は、事件の解明のために必要と存する項目でございます。韓国側で掌握されたデータは御提供いただきたいというラインで折衝し、一部参りましたけれども、今後なお御提供いただかなければならぬということで努力をいたしておるわけでございます。梁一東氏の韓国内における行動というものを特定いたしましたの資料といたしましては、要求はいたしてないのであります。

○鈴切委員 日本政府のほうから韓国側に資料を提出してもらいたいという話があつて、韓国側はそれに対して中間報告的な資料を提出したわけでございますが、それは日本政府としては、全く期待に沿わないというふうな状態の内容になつておるといふことをいわれておつたわけですが、きょう後宮大使がこちらに来られることによつて、そういうふうないろいろの内容等の書類とかいふものは、韓国政府から預かつてきておるんじゃないでしょうか。その点はいかがでしょうか。

○大平内務大臣 後宮大使がどういふ報告をもたらしめようか、来着を待つてよく聴取してみたいと思つております。

○鈴切委員 いま捜査当局としては、何としても金大中氏に再来日をしてもらうということが一番のかぎであるというところは、これはもう大方の見方であるわけでありすけれども、そこで私はちよつとお聞きしたいのですが、警察当局は警察当局の中で当然いろいろの捜査を進展させているかと私は思ひます。そしてその進展も、あとポイントとポイントをつなぎ合わせてどういふふうな結論が出てくるかということ、その判断とい

うものは、案外には解明が早いぐらゐ熱を入れられておるんじゃないかと思つたわけでも、捜査当局がいろいろの捜査をしてる中において、犯人の中に日本人または日本人の団体が関係していることはないのであるかどうかということ、それについてちよつとお伺ひいたします。

○山本鎮政府委員 お答えいたします。日本人ないし日本人の団体が関係しているかどうか、この点については、いまのところ、そうであるか、あるいはないかという判断をする材料は出ておりません。

○鈴切委員 そうしますと、再度お聞きするわけでありすけれども、直接並びに間接的にも、絶対に日本人はこれに対して関係をしていないと確信してよろしうございませうか。

○山本鎮政府委員 いや、そういうことがまだわからないということもございまして、将来出てくるかも知れません。その点は私、断言できないわけでございます。

○鈴切委員 将来ということになるとあれですが、現在の時点ではどうなんでしょうか。

○山本鎮政府委員 現在の時点では、そういうものではつきりした材料といふものは出てきておりません。

○鈴切委員 金大中氏のほうから今度は話を別のほうに移したいと思ひます。一般論としてちよつとお聞きしておきたいのですけれども、第三国の領空に侵入して偵察行動を合法的にできる国際法上の要件といふものは何があるか、お伺ひをいたします。

候その他の状況によりまして、不可抗力によつて入つてくるという場合は別でございますが、その国の同意がなければ、それは領空侵犯という事態になるわけでございます。別にそこに戦争状態があるとかないとかいふことは関係ございませぬ。

○鈴切委員 法務省と警察庁の方、たいへん御苦労さまでございました。偵察と爆撃の関係についてお伺ひしたいと思つたのですが、すなわち、偵察と爆撃とは相互に関連しない全く別個の行動であるのか、それとも偵察と爆撃とは不可分の軍事行動であり、偵察行動は直接戦闘作戦行動の一環と見るべきものであるかという点については、どのようにお考えでしょうか。

○大河原(良)政府委員 偵察と爆撃とは一般的には全く別個の行動であるといふふうに考へております。

○鈴切委員 それでは、戦闘行動と戦闘作戦行動とはどういふふうな差違ひがあるのでしょうか。

○大河原(良)政府委員 戦闘行動、戦闘作戦行動といふことを並べました場合に、全く同じものであるのか、あるいは一方が多少範囲が広いものであるのか、そこはことばの上では明確にできないかと存じます。ただ、事前協議の対象となるべき行動について戦闘作戦行動、こういうことばを従来政府は使つております。

○鈴切委員 明確にできないということでは、重要ないわゆる戦闘作戦行動といふのは事前協議の対象になるわけでありすから、そういう意味において、戦闘行動と戦闘作戦行動、それが全く同一であるか、あるいはさつぱりわからないというふうな、そういう答弁では納得できませんよ。そこはつきりしてもらひたいですね。

○大河原(良)政府委員 安保条約にいます事前協議の対象となるべき行動は、戦闘作戦行動のために基地としてわが国の施設、区域を使用する、こういうことでありまして、この点についてはこの概念はつきりしておるわけでございます。

○鈴切委員 戦闘行動というのは、たとえばB52がベトナムあるいはカンボジアを直接爆撃をする、これは戦闘行動じゃないでしょうか。

○大河原(良)政府委員 B52という具体的なゲイスをあげての御質問でございますが、たとえばB52がベトナムならベトナムへ爆撃を行なうために出動する、発進するという場合には、これは安保条約にいう事前協議の対象となるべき戦闘作戦行動でございます。

○鈴切委員 いわゆる戦闘行動というのは、実際にB52が、沖繩でなくても一般論として、ベトナムを攻撃をしたのを言うならば戦闘行動というように、これは常識でお考えになってもらいたいと思うのですよ。戦闘作戦行動というのは、要するに何作戦というのがつかかということなんです。少なくとも戦闘に寄与するために何らかのアクションが行なわれたのを言うならば作戦行動としてとらえるわけですから、そういう意味において、戦闘行動と戦闘作戦行動とはおのずと意味が違ってくるでしょう。今後そういう問題が起きたときに、これはやはり政府としての明快な考え方がないと、いろいろとたいへんな誤解を招くようなことが起こると思うのですが、その点については、アメリカと何らかしめられたことがございませうか。

○大河原(良)政府委員 事前協議の対象となるべき戦闘作戦行動について、これは内容的に明らかであるわけでございますが、戦闘行動と比較してどうかという御質問に対しては、たとえばある交戦地域において作戦が行なわれるといたしまして、その作戦の一つの局面として戦闘行動というものが行なわれるということが普通考えられると思えます。

○鈴切委員 カンボジアにおいては確かに爆撃が停止をされておるわけでありませうけれども、カンボジアにおけるアメリカ軍の軍事介入の状況から見まして、SR71の偵察は、単なる偵察というのではなくして、明らかにこれは戦闘作戦行動の一環ではないかというふうに思うのですけれども、それが沖繩から発進をしたとかなんとかということとでなくして考えた場合、そういう行動というのは少なくとも戦闘作戦行動の一環ではないか、そのように私は思うのですが、一般論としてお聞きしておきませうか。

○大河原(良)政府委員 カンボジアということにまた言及しての御質問でございますが、八月十五日以降、カンボジアにおきまして米軍は爆撃活動を一切停止いたしました。しかしながら、国防省スポークスマンの記者会見での発言によりまして、八月十五日以降も非武装偵察機による偵察行動を言っております。

○鈴切委員 偵察行動が行なわれたことがあるということですか。もう一度。

○大河原(良)政府委員 爆撃は停止したけれども偵察行動は行なわれたことがある、こういうことを言っております。明らかに爆撃と偵察とは別個の行為としてとらえられております。

○鈴切委員 いま、要するに偵察はあったんだ、こういう話でありますけれども、SR71がいま現在アジアの地域の中に駐留しているところはどこどこでしょうか。

○大河原(良)政府委員 沖繩の嘉手納にSR71が駐留しておるという事実のみを承知いたしております。

○鈴切委員 そうなりますと、カンボジアの要するに偵察というものは、少なくとも嘉手納の基地から立って、そして偵察をしたということになりますか。

○大河原(良)政府委員 先ほど御答弁いたしました、国防省スポークスマンが記者会見で申しました偵察につきましては、いかなる種類の飛行機によるものか、どこかの基地を発進した偵察機によるものなのか、その点は明らかにいたしておりませぬ。

○鈴切委員 明らかにしていないといつて、少なくとも報道においてAP電が伝えるところにより

ますと、国防総省のスポークスマンのダニエル・ジェームズ中将は当時のブリーフィングで、このSR71を沖繩から発進させたというようにお話を言っているわけじゃないですか。それについて外務省のほうでは、しかとアメリカ国防省のほうに確認をいたしましたか。

○大河原(良)政府委員 八月十六日に行なわれた国防省スポークスマン、ジェームズ中将による記者会見の内容を多くと調べました。その結果、そこで発言されておりますことは、いま申し上げましたように、八月十五日以降のカンボジア上空において偵察活動が行なわれたことがあるという点が第一点。SR71による偵察かという質問に対しては、その事実について自分は承知しておらないという答弁をいたしました。AP電の記事に關しまして米側は、これは推測記事である、こういうことを照会に対して確認をしております。

○鈴切委員 そこで、偵察行動ということになりますと、少なくとも沖繩にはSR71という言うならば偵察機があるわけですか。となりますと、偵察行動を少なくともカンボジアに行なったということであるならば、日本の国も少なくとも無関心ではいられない重要な問題だと私は思うのです。これが発表されますと、いち早く外務省としてその見解を述べられた内容が載せられておったわけでありませうけれども、それについて、ただ偵察が行なわれたんだ、機種はわからないんだということではなくして、もう少し外務省としては、その偵察が少なくともどこから行なわれたということをた

だしてみる必要があると思っておりますが、その点についてどうなんでしょうか。もう一度ただし

てみる気はありませんか。

○大河原(良)政府委員 カンボジア上空で行なわれた偵察活動と報じられたものがいかなる種類の偵察であるのか、その場合に沖繩に駐留しますSR71がこれに關与しているのかどうかということについては、当然わがほうとして関心があるところでございますから、照会をいたしましたこと

ろ、AP電の記事は推測記事であるということも米側がさきから言ってきたわけでありまして、一々の行動については米側としてコメントすることはできないという従来の態度を重ねていってまいると同時に、沖繩に駐留をいたしておりますSR71は安保条約のワク内における行動を行なっているものであるということを確認してきたわけでございます。

○鈴切委員 いわゆる偵察機がどんな種類のものが飛んだかコメントすることはできないというふうなアメリカのことは、私どもは信用するわけにはいきませぬ。沖繩における基地には少なくともSR71が現実としてあるわけでありませぬ。そういうことを考えたときに、日本としてこういうふうな疑念を持たれるようなSR71を早く撤去してもらいたい、という日本側としての意思をアメリカ側に伝える意思はございませぬか。

○大河原(良)政府委員 SR71は返還前ならずと沖繩に駐留しているわけでございますが、沖繩返還以後、国会におきましても随時御議論のあったということは承知いたしております。そのつど日本側といたしましては、沖繩を基地としますSR71が国際法に違反した行動を行なっていない、また安保条約のワク内における行動であるということも米側から確認いたしておりますところでございます。その限りにおきまして、SR71が沖繩の基地を使用しておりますことは安保条約のワク内のものである、こういう考え方に立つわけでございます。いまこれの撤去を求めるといふ考え方は持っておりませぬ。

○鈴切委員 少なくともこういうふうな疑念を持たれるような種類の偵察機というものの沖繩の移駐に対しては、絶対取り除いてもらうように、日本政府としては当然動きかけもし、またアメリカのほうに交渉すべきである、私はそのように思うわけですが、極東の周辺地域の地理的な範囲というものは限りがあるのかどうか、それともこれは限りは全くないんだというふうなお考え方に立つ



ておられるのか、その点についてお伺いしな

○大河原(良)政府委員 一般的な用語として用いられております極東と申しますのは、地理学的には明確に、正確に固定されたものではございません。安保条約上の極東の範囲ということにつきましては、日米兩國が平和と安全の維持に共通の関心を特に有している地域であつて、こうした地域は大体においてフィリピン以北並びに日本及びその周辺地域であるということ、当時以来政府は統一見解としてずつとつてきておるわけでござい

○鈴切委員 確かにあなたの方で六〇年安保のときは、極東の範囲についてフィリピン以北並びに台湾、韓国及びその周辺というように解釈されておつたわけであります。しかし、周辺ということばというのはまことにこれは重宝なことばでありまして、次から次へとアメリカが戦火を拡大をするたびごとに、日本の政府としてはその周辺というものの拡大をはかってきたように私は考えられます。

○大河原(良)政府委員 周辺という地域を地理的に特定するということは必ずしもどうかというふうな感じも持つわけでございますが、たとえばベトナムにつきましてはいわゆる極東周辺地域というふうに従来説明されておりましたし、政府といたしましては、極東の周辺地域についても、これが極東の平和と安全に無関係でない地域という場合には、これは周辺の地域というふうな考え

○鈴切委員 極東と無関係でない地域ということになりますと、先ほどあなたがおっしゃった、言うならば極東とその周辺というものは限定されておるんだというものの拡大解釈として、どういふふうになつてしまふように私は思ふ。それが

心配でならぬわけですが、いまあなたが、周辺の問題についてベトナムはその一つであるというふう

○大河原(良)政府委員 私、先ほど御答弁申しましたのは、極東に無関係でない地域ではなくして、極東の平和と安定の維持に無関係でない地域、こういうことを申し上げたわけでござい

○鈴切委員 ベトナムは、あなたがおっしゃるよう

○大河原(良)政府委員 安保条約にいうところの極東の平和と安全に貢献するという任務があるわけ

外務大臣、その点どうでしょうか。統一見解を出されて、これは要するに極東の周辺地域である

○大河原(良)政府委員 安保条約で考えております極東の範囲というのは、安保条約の規定に基づ

○鈴切委員 地理的な区域を限定するということ

○大河原(良)政府委員 かりに米軍が日本の施設、区域を使つて行動し得る範囲というこ

○大河原(良)政府委員 かりに米軍が日本の施設、区域を使つて行動し得る範囲というこ

○大河原(良)政府委員 かりに米軍が日本の施設、区域を使つて行動し得る範囲というこ

○大河原(良)政府委員 かりに米軍が日本の施設、区域を使つて行動し得る範囲というこ

○大河原(良)政府委員 かりに米軍が日本の施設、区域を使つて行動し得る範囲というこ

○大河原(良)政府委員 かりに米軍が日本の施設、区域を使つて行動し得る範囲というこ

○大河原(良)政府委員 かりに米軍が日本の施設、区域を使つて行動し得る範囲というこ

○大河原(良)政府委員 かりに米軍が日本の施設、区域を使つて行動し得る範囲というこ

○大河原(良)政府委員 かりに米軍が日本の施設、区域を使つて行動し得る範囲というこ

○大河原(良)政府委員 かりに米軍が日本の施設、区域を使つて行動し得る範囲というこ

○大河原(良)政府委員 かりに米軍が日本の施設、区域を使つて行動し得る範囲というこ

○受田委員 私、ポイントを三つにしばって、端的に短時間に質問をいたします。

最初に金大中事件、他の議員各位の質問と同じような形のものではありませんが、いろいろとニュアンスの相違のある質問をしたいと思っておりますので、御答弁願いたいと思います。

この金大中氏は、再来日が可能であるという期待が持てる方向に現在進行しておると了解してよろしゅうございますか。

○大平国務大臣 捜査の充実を期する上におきまして来日が必要であるという立場に立ちまして、極力韓国政府の協力を要請いたしておりましたが、ただいまの時点で、確実にそういう方向にきまっておるといふことを申し上げる段階にはございません。

○受田委員 韓国当局の説明によると、金大中氏と梁一東、金敏仁という二人の人たちとの間に供述に相違点がある、そういう趣旨のことが報ぜられていて了解しているが、いかがでしょうか。

○大平国務大臣 三氏の供述内容につきましては、近くというか、ただいまのメモによりまして、三氏の供述調書を先刻在ソウルの前田公使が受けたようでございます。これを拝見すれば、あなたの言われる疑問も解明されると思えます。

○受田委員 その三人の供述が相違しているという点についての供述書の提出を要請することはできないものでございましょうか。

○大平国務大臣 まず供述調書がソウルの大使館まで届いたようでございます。これを御送付を受けまして、捜査当局に御解明いただいた上で判断したいと思えます。

○受田委員 そうした供述の相違などを明確にするためにも、先ほど以来の議員の発言にありましたような三人に御苦勞願うというのが筋であって、金大中氏だけに御苦勞願うということでは根本的な事件の解明はできないという感じを一般国民は持っておると思えます。その意味で、御苦勞願う場合は三人御一緒にという形を、政府としても当然とてもらうということ。これは、供述の

相違があるということにおいては、当然その点において明確さを示す意味で、政府としては三人の御出頭を願うように要請されるべきだと私は思っています。

そこで、ちょっと金大中氏が今度来る問題でなくして、先般来たことについての事情を明確にしておきたいと思えます。

金大中氏がこちらに御苦勞されたということ、韓国政府が発給した旅券ではない、赤十字国際委員会の発給した身分証明書であったということ、これはもう国民もすべてよく知っておるわけですが、その赤十字国際委員会とは、いかなる理由があったということ、身分証明書を発給したのか、お答え願いたいのです。

○吉岡政府委員 金大中氏が一月の五日に入国してまいりました時点におきましては、韓国政府発給のパスポートを持って入っております。しかしながら、そのパスポートは二月の十七日に失効いたしました。同氏が日本から再びアメリカに渡りたいというときに、その失効したパスポートを使えないので、赤十字国際委員会の旅行文書を手に入れてアメリカに渡り、またその文書によって日本に帰ってきたということでございます。

○受田委員 そのような証明書で入国を許可するのは、何の根拠でなされておるのでございましょう。条約上か、慣習上か。

○吉岡政府委員 入管令に基づきますと有効な旅券ということになっておりますが、有効な旅券またはそれにかわるものということがございまして、赤十字国際委員会の発給いたします旅行文書は、現在のところ五十数カ国が一応国際的な渡航文書として承認いたしております。日本もその五十数カ国の中に入れてこれを承認いたしております。

○受田委員 それは、条約上でなくして慣習上と了解してよろしゅうございますか。

○吉岡政府委員 お説のとおりでございます。

○受田委員 ロシア革命の際に、ナンセン・パスポートというものを、難民を引き受けるために各

国が受け入れて発行した経緯があることを、外務省はどういうふうに了解しておられますか。ロシアの亡命者、難民を救うために、各国が、これを受け入れるために特に発行したパスポート、それをナンセン・パスポートというとは私は了解しておりますのでございしますが、ちょうどこのたびによく似たような形のパスポート。条約局長御存じでしたら……。

○松永政府委員 事実関係を必ずしも具体的に承知いたしておりませんが、ロシア革命の後に、いわゆる白系ロシア人と称されて方々の国に亡命した人たちにつきまして一種の渡航文書が作成されたという話は聞いております。私も推測でございしますが、おそらくそれは受け入れ側が発給いたしました渡航文書でなかったかと存じます。

○受田委員 そうです。受け入れ国が発行した。つまりロシア革命の亡命者あるいは難民、これらを各国が受け入れるために発給したナンセン・パスポート、これは非常に今回の事件にも関連する歴史の一つのこまであると思っております。ロシア革命で犠牲を受け、生命の危険を感じた人々を各国が受け入れるという体制が当時あった。そのナンセン・パスポートによく似たようなものが、やはり今回のそういう赤十字国際委員会の発給する証明書で慣習上として出たとするならば、ナンセン・パスポートのわだちを踏むものであると了解してもいいのじゃないかと思うのです。いかがでしょうか。

○松永政府委員 赤十字国際委員会が発行いたします渡航文書でございますから、受け入れ国、これがたとえば日本でございますら、日本が発給いたします渡航文書とは、形態、手続の上においては違いますが、そのほかにございましては、そういうものを一種の渡航文書として認める。旅券にかかわります渡航のための文書として認めるという効果においては、大体同様のものであるかと思っております。

○受田委員 この金大中氏が日本へ来たのは、韓

国の政府に受け入れられず、非常に圧迫された立場の人であって、いわば政治亡命者といってもいいのではないかと。その政治亡命者という立場を承知の上で在留許可を与えたと了解してよろしゅうございますか。

○吉岡政府委員 金大中氏が本年一月五日に入国してまいりました際、それからその後アメリカに出まして、また再び七月の十一日でございますか、入国してまいりました際には、入国目的といましては、病氣療養と、それから自分が出版する自叙伝の校正ということでございます。政治亡命的な意味合いの発言も全然ございませんので、入管当局といたしましては、通常の入国として、そういった政治亡命的な性格を帯びたものというところではない取り扱いをいたしております。

○受田委員 事実上、政治亡命者です。いま政治亡命者ではないという前提のもとに、一般の入国者としてこれを扱ったという、その説明はむしろ非常に不十分なんです。つまり、韓国に受け入れられない人間である、そういう立場であるならば、日本の国がこれを受け入れる場合に、韓国の政治亡命者という立場が一応前提にされません。そういう一般と何ら変わらない人間だという理由、これはまだもつと納得させる理由を私はお聞きしたいのです。つまり金大中の置かれていた韓国における立場、これは法務省も十分御存じだし、また外務省も知っておられると思う。にもかかわらず一般の入国者としてこれを見た。韓国は受け入れてないのですから、一般入国者と違うのじゃないか。一般の入国者と判断するのははなはだ理由が薄弱である。これを一般の入国者とするためには、もつと政治亡命者ではないという理由を明確にしてください。

○吉岡政府委員 先ほど申し上げましたように、一月五日の入国の時点におきましては、韓国政府発給のパスポートを所持しておりました。なおかつ入国の目的は、先ほど申し上げましたような、病氣療養、それから出版のための校正ということでございます。金大中氏の韓国における立

場というものは、われわれは一応常識的には存じておいた次第でございますが、御本人から、そういった政治亡命的な意図を持って日本に入りたいというような御発言がない場合は、入管当局として私のほうから、政治亡命者であろうかという推測も、あるいは押しつけもいたすことはいかがかと存じまして、御本人の意思表示のない限り、額面どおりの入国目的と受け取りまして入国を許可した次第でございます。

○受田委員 韓国で正規の旅券の発給をされないような人であることは、日本政府は御存じだったので、  
○吉岡政府委員 一月五日に入国してまいりました時点におきましては、韓国政府発給の旅券を持っておられた次第でございます。

○受田委員 その旅券の期限はいつまでという旅券だったのですか。  
○吉岡政府委員 本年の二月十七日に失効いたしました。

○受田委員 失効した旅券を持って日本へ入国を許されることになれば、韓国では正規の手続の旅券を発行されない人間を入れるということになりますね。  
○吉岡政府委員 二月十七日に失効でございますから、一月五日入国の時点におきましては有効な旅券でございました。

○受田委員 そうすると、その期限が切れた場合には、普通は送還手続とか何らかの方法をとるのが法務省の従来の規定ではありませんか。  
○吉岡政府委員 二月十七日に旅券が失効する時点におきまして、金大中氏が再びアメリカに渡りたいという希望を持っておられたようでございますが、したがって、旅券が失効しておるので、赤十字国際委員会の渡航文書を手続きしてアメリカに往復して行くという手続をとられた次第でございます。私の方からいたしましては、金大中氏が当然在日韓国大使館に行つて旅券の新たな交付を受けるなり、持つておる旅券の期間更新、期間延長ということもできるわけでございます。

が、御本人がそれを希望されずに、赤十字国際委員会の渡航文書を手続きされたというその間の事情につきまして特段承知いたしておりませんが、それを尊重いたしまして、金大中氏はその後アメリカに渡り、また日本に入国された次第でございます。

○受田委員 日本にやってきたときは、もう完全な韓国の正規の旅券のない人物であつて、同時に赤十字の証明書を持ってくるような立場の人であつて、韓国そのものが外交上の保護を特別に与えるようなことのない人間である。そういう人間を受け入れたということになるならば、これはもう明らかに政治亡命者であり、また、それから日本へ期限が幾らとわからないような形で受け入れられるということも、非常に入国をあいまいにしておると私は思うのですが、一体どのくらい日本へ在留させるような入国を許されたんですか。

○吉岡政府委員 アメリカに出国されます際に、アメリカの移民法によりまして、在留国の再入国の許可がなければアメリカのほうは受け入れないという事情があつたようでございます。本人から再入国許可の申請がございまして、再入国許可をいたしておりまして、金大中氏に対しては、日本の在留は本年の十一月二日まで認めるといふことになっております。

○受田委員 本国が保証しないような人物を、赤十字のほうから証明書をもらつてきたからといって、相当長期間に滞在を許すというようなことそのものに一つの問題がある。と同時に、もう明らかに本国の旅券が期限切れであることを外務省も知っておりながら、これを日本へ特別滞在せしめておるといふことになるならば、その身辺に対する危険は確かに予測されるはずで、つまり、本国が責任を持つていない人物ですから、しかも政治的な重大な立場にある人であるならば、そうすればその身辺の危険は多分にあるはずで、本人が言わぬから安全だなどとやりおつたら、これは文明国として、あなた、あがない話ですわ。本人が申し出る、本人が何とか守つてくれいと言わなくても、現に非常に危険な状況の中に日本に亡命したと同じことになっている以上は、その身辺の擁護は警察にも連絡をし、そして適当な庇護をもう加える、こういう心づかいをするのが、立憲国である日本、人命尊重の国の日本のあり方じやないかと思ふのです。

さつき局長の御答弁によると、何ら本人からも申し出がないし、法務省からも身辺の危険がある人だということも聞いていない、ということですが、これは確かに身辺に危険ははらんでいられる人物であることは、韓国政府の旅券は二月七日で切れ、おるのに、在日韓国大使館へ行つてその旅券の発給をお願いするというような手も打つたわけでもない。国外にある存在としては、もう完全に本国から隔離された人物ですよ。したがつて身辺に非常な危険がある。本人が申し出をしなければ一切身辺の保護をしなくてもいいという立場の人ではない。政治的にも大統領候補にもなった人です。そういう意味からいつたら、警察当局も、どうしようか局長さん、身辺の危険について保護を求めにこなかったからやらなかった、法務省からも連絡はなかったという無責任な発言は、角度を変えて追及しなければならぬと私は思ふのです。つまり、だから身辺の保護の要請がなかったからやりませんでしたというが、現に身辺に危険が起つたじゃないですか。強制拉致されたじゃないですか。こんな見覆もりで警察の権限が行使されたり法務省の入国が許されたりするようないふ国ではないはずなんです。日本は法治国ですよ。身辺の危険は多分にあつた。その身辺の危険は全然なかったと法務省も判断をされ、また外務省も判断されておるかどうか。警察当局もそれに基づいて、だから要請がないから警察権の発動をしませんでしたというのか。

私は、日本の政府の間に相互連絡に事を欠き、ものを安易に考へていつて、事件が起つて主権を侵害したなどと騒ぎ立てるのはおそいのです。

から、もうこういう人物については適当な警戒を与えていいはずですよ。非常に危険な状況にあつたことは、結果論から見たら明白です。つまり、つもり警戒でなくして、犯罪の予防というところに警察の任務があるんじゃないですか。だから身辺の連絡がなかったからやりませんでしたじやなくて、連絡がなくても警戒すべき人である場合には、当然庇護の任に当たつていいんじゃないか。警察と法務省の御答弁をもう一べん願ひたい。

○山本(憲)政府委員 私は、本人の申し出あるいは関係機関からの連絡がなければ保護をしない、こういうことは申し上げた覚えはないのですが、最終的な判断は警察がいたすべきものだと思つておられますし、そのための独自の情報の収集、いろいろなそういう捜査の結果等と相まってわれわれとしては自主的に判断しなければならぬ問題だと思ひますが、一般的に警護というのは、やはり本人の了解を得てやらないと、いろいろとプライバシーの問題もあり、その点については、そういう判断をやつたときに本人の了解が必要だと思ひます。しかし、問題は別でありまして、ただいま先生の御質問のような意味においては、結果的に見れば、結局、われわれの判断が甘かつた、こゝにいわれてもしかたないというふうな考へております。

○受田委員 事件が起つた後に警察の非常にあつた対処のしかたを思ふときに、事件が起つる前にちよつと心を使えば、ほんとうに効果的な結論が出たと私は思ふのです。つまり警察の事件発生後における異常なばかりの全国的規模の捜査状況を拝見するときに、そのちよつと前にちよつとした心づかいが日本警察当局にあつたならば、どのようにわれわれは救われたかと思ひます。日本の警察のあり方に対して、事件発生後の警察権の発動よりも、事件を起さしめない予防ということに重点を置く警察権を行使していただきたらいい。もう結果は明白です。つまり、法務省からも話がない、警察が判断してほつたことはない、だから放任しておりましたと言ふけれども、

もう明らかに事実上政治亡命者ですよ。この点、あらためて政府の關係各省庁の責任を明確にしてもらいたいと思うのです。

そこで、韓国にこの金大中事件とよく似たほかの国との關係がある。それは六年前に西独で起きた韓国留學生の大量蒸発事件。これは御存じのとおりです。これは韓国から西独へ行った學生が、韓国CIAによって強制拉致されて本國に連れていかれた。ところがその學生たちを連れていかれた西独が、ちょうど日本と同じよう立場で、西独の主権を侵したという大騒ぎをして、そして韓國に抗議を申し込んだら、韓国は初めたいへんいいことを言うておる。今回留學生たちは自発的に帰國したものであって、西独政府が推測するような韓國の情報機関が誘拐したものではないと、そ

それに對して非常におこつて、あらためて嚴重な抗議文を出したら、それに対して反応があつて、その反応は、いろいろな罪状をお認めになつた上で、韓國政府からあらためて陳謝を兼ねた覚書書きが届いたのです。そして西獨政府がこれ以上關係が悪化しないよう努力をするという気持ち

を表した。しかし、西独はこれに対して、因交断絶をたてまゑとするような經濟援助の停止という強力手段に出るといふことになつて、ついに韓國は、いやお説のとおりのこと、そうした機關が動いたのでございまして、これは今回の事件によく似ています。西独で起こつた韓國留學生を強制拉致した事件。初め西独はなめられた。そんなことはないんだ、これはあなたらの考え違

いだ、自発的に戻つたんだ。ところが、今度はだんだんと經濟援助を打ち切るぞというやうな強い措置に出たら、いやいやそのとおり間違ひをしました、お許しくださいということになつた。

お隣の國であり、最も親善友好を深めなければならぬ韓國の國民の中に、こういう政治的あり方の中に、残念ですけども、西独に留學した學生の事件という、今度の金大中事件を思わせるよ

うなことが起つておるのです。經濟援助をと

めるといつたらすぐ陳謝しておるじやないですか。日本も經濟援助をやめるといふことをやつて陳謝をさせてはどうですか。

○大平國務大臣 せっかくいま事件の解明中でございます。いままでの對韓政策をこの段階で変えるというやうなことは考へておりません。

○受田委員 韓国にはそういう事例が現にあるのです。六年前に西独で起こつた事件はちょうどよく似ている。ところが、向こうの西独政府が強い態度に出たら、韓国がすぐ軟化したじやないですか。この問題は、最も近い韓國政府にしては、これから發展していかうという國としての過程においていろいろな苦勞はあろうと思ふけれども、しかし、韓国に對するさういふ友情と、間違つたことに対してはきびしく反省させる外交とは別です。それを混同しないで、韓国に對する友情を持つておるわが國である、同時に韓国が間違ひをするといふことであるならば、きびしく西独の先輩の歩んだ道をこの際とるべきではないかといふことを私は考へておるわけですが、調査中でありま

すとかといふやうなことも、改めるにはばか

るなけれ、韓国がこれから大いに發展しようといふ國家であることを目ざす以上は、こういう事件をうやむやにすることのないやうに、外務省としては外交上の禮儀も一応心得ながらきびしい外交態度といふのをとるべきだと私は思ひます。大平先生はお人柄がよすぎで、のらりくらりといふ感じがしていけない。きびしくやるときはきびしくやる。西独政府の歩んだ道をあなたはきつと學んでくださると私は思ふのです。

○高島政府委員 ちよつと事實問題に關係いたしますので、私から御説明させていただきます。西独の關係と今回の日本に起きた事件とは、非常に本質的な違いがあると私も考へております。西独の場合は、西独の政府自体が主權の侵害の事實をはつきり確認しました關係上、その事實をもとにしまして、韓國政府に對して主權侵害であるといふことで抗議を申し込んだ。その後さらにその抗議を、事實をもつていろいろな措置と

して、たとえば先生が先ほど申しましたとおり、援助の一時打ち切り、さういふことも含めて強硬な措置をとりました。

これは六七年の七月十三日に抗議を行ないまして、韓國政府は、その後約十日後の七月二十四日に、はつきりその非を認め、ドイツ側の要求に応じて、本件に關係した大使館員三名の本國召還を約し、それから連れ去られた者のうち六名を直ちにドイツに送還するといふ措置をとりました。その後も逐次連れ去つた學生を返しまして、最終的には全員返しましたけれども、いづれにいたしましても、当初からドイツの政府がはつきり主權の侵害の事實をつかんでおりまして、その事實に基づいた措置をとることができたというのが今度の日本における事件と違ふやうな気がいたします。

○受田委員 事件発生後相対日時もたつてはいるわけですが、その供述の實體なども十分報告を求めて措置をするのには、もう時間的にかかり過ぎているのです。こういう國際問題など、その時間がかか

るはずがない。こういうことについてもっと適切な措置をする必要がある。

大体が政治犯罪人というものは、當人の属する政府に引き渡さないと國際法上の一応の原則があると思ふのです。日本政府はこの原則を認めていて、これらの者を庇護しておるのかどうか。あるいはこれらの者を不法入國者として強制送還といふやうな措置をとつておるのか。簡単に御答弁願ひたい。

○松永政府委員 いま御指摘がございましたやうに、政治犯罪人あるいは政治的亡命者につきましては、國際法上相手國から引き渡しの要求があつた場合に、それに応じなくてもいい政治犯罪人

不引渡し原則を國際法上援用できるということになつております。

○受田委員 そうしますと、このたびの事件は、もう明らかに政治亡命者としか見られませんが、さつきからお話を聞いても、一般人として認めた

なんでしょうか。旅券の期限

が切れている。しかもそれを日本は受け入れて、相当長時間滞在を許すなどというのは、これは明らかに政治亡命者として庇護しようとしたのじやないかといふことは想像できる。そうなれば、この金大中氏に對する日本政府の庇護ということ

は、當然具體的の措置としてとられなければならぬ。以上の問題で、この政治亡命者を保護するといふことを法律的にこの際きめておく必要はないか。立法措置が必要なんじやないですか。

○松永政府委員 これは私のほうの所管じゃございませんで、法務省のほうから御説明申し上げるべきかと存じますけれども、逃亡犯罪人引渡法といふ法律がございまして、昭和二十八年、法律六十八号でございまして、この第二条に「左の各号の一に該当する場合には、逃亡犯罪人を引き渡し

てはならない。但し、第三号、第四号、第八号又は第九号に該当する場合において、引渡条約に別段の定めがあるときは、この限りでない」といふ定めがありまして、その第一号に、「引渡犯罪人が政治犯であるとき」といふのがございまして、したが

いて、わが國におきましては、政治犯罪人に關する法律の規定があるわけでございます。

○受田委員 もう一つそれに関連するのですが、避難民の地位に關する条約、これはこの間、外務委員會でも加盟問題を前向きで検討すると論じておるのですが、これは新しい立法措置は必要としないのか、あるいは何かの措置が要るのか、さういふことです。

○松永政府委員 難民の地位に關する条約、これは一九五一年にヨーロッパ諸國の間で締結されまして、さらに一九六七年にこれに關する議定書が締結されまして、アフリカ諸國がたぐさんこれに加入しております。

この条約は一九五一年の条約につきましては、第二次大戰中の戰爭状態及び大戰後のヨーロッパにおきます、主として東欧でございまして、革命といふ状態から発生いたしました大量の難民。さらに六七年の議定書は、一九六〇年代にアフリカにおきまして大量に発生いたしました難民。こ

う

う

う

う

う

う

う

いう状態に対処するために、難民の地位を安定し、その人権を保障するために作成された条約でございませぬ。これを直ちに国内法に導入いたしましたためには、おそらくこの条約の内容を見ますと、いろいろな難民の要件でありませぬかと、手続でありませぬかと、あるいはその難民に対する待遇の問題等に関する規定が非常にたくさんございませぬかと、国内法上幾多の手当てを必要とするだろうと存じております。

○受田委員 立法措置が必要である、それを検討する、前向きでやろう、取組もうということですね。

○松永政府委員 そういふ問題もございませぬので、慎重に検討を進めてまいりたいということでございます。

○受田委員 金大中氏がこつちに来てくださるといふ段階に、韓国政府から何かの条件がつけられる可能性がある。現に私、韓国のこつちへ来る人の身元引き受けて、旅費の引き受けその他何件か扱ったことがある。滞在中の責任を負うことがあつた。そういう場合に韓国政府から条件がつけられることがある。たとえば、本邦の滞在日数とか、滞在中の行動の制限とか、あるいは日本の当局との会談に韓国当局は立ち会ふとか、宿泊所の指定とか、こういう条件がつけられた場合に、日本政府はこれについてどういふ態度に出るのでございませぬか。

○大平国務大臣 まだ再来日がきまつたわけじゃございませぬで、もし韓国側で協力しようといふお話になりました場合、いま御指摘のような問題につきましてもとくと検討してみたいと思ひます。

○受田委員 そういふ問題は当然予想される問題です。現に韓国からこつちに来る人に対しても、それだけの責任を持つておるわけなんです。そこで金大中氏が、さつき入国管理局長が言われたように、政治的に亡命の申請をしてきた、こういう場合に日本はどう扱っていくかといふ問題です。

○吉岡政府委員 金大中氏の政治亡命でございませぬ。

すが、これは現在の時点におきまして仮定の問題でございませぬし、日本国へ亡命したいのか、あるいは第三国へ亡命したいのかといったような問題もあるかと存じます。入管当局といたしましては、一応入管令のたてまえからこういつたものはどう処理することができるといふことにつきましても、けさほど法務大臣の御発言があつたと思ひます。法務大臣が言われましたとおり、諸般の情勢を検討して日本に在留せしむることが適当であるという場合には、法務大臣の在留特別許可が与えられるかと存する次第でございませぬが、現段階におきましては、その具体的な要請なりが出た時点におきまして、諸般の問題を検討して方針を決定したいと存じております。

○受田委員 入管令第五十条でしたかによる法務大臣の許可による特別在留の許可申請。ところが、午前中、大出委員の質問に法務大臣は、金大中氏にこの特別在留許可を与えるという答弁をしたようですけれども、その後午後の記者会見で、それは一般的な原則を言ったんだといふふうに取り消されたといふことですが、これは一体どうしたことか。もうきょうの事件ですからね。

○吉岡政府委員 けさほどの大臣の御発言を私、拝聴いたしておりましたが、その後大臣とお話をする機会がございませぬので、いま御指摘のようなことがあつたといふことは、新聞社の人から聞いたわけでございますが、具体的な内容につきましては十分存じておりませぬ。

○受田委員 朝令暮改ではないでございませぬ。こういふときには、すかつと政府当局の信念が一貫しておらなければいかぬ。午前中言つたのを取り消して午後は平然としていられるといふようなことでは、日本政府に対する信頼もが落ちますよ。これは韓国のほうからなめられる国家になるわけです。われわれはそういう悲惨な国家であつてはならない。もつとときりつとしたもので首尾一貫して、信念をもつて対処してもらいたいと思ひます。

最後に、今度の国連総会に関する大事な問題と

して、外務省設置法でアジア局へ次長を置くといふ、アジア局の比重が高まる法案がいま出ておるのですから、それに関連することです。

日本は昭和二十七年の六月二十三日に、国連加盟申請を国連事務局に行なつて、加盟が実現したのは、有名な鳩山内閣のときの三十一年十二月十八日。よく覚えております。このように、加盟申請の効力というのは継続すると理解してよろしいかどうか。申請してから四年たつて取り扱いは実現した。一べん申請しておればそれは継続するの。

○鈴木(文)政府委員 加盟申請をいたしますれば、一回申請の手続をした以後、その効力は加盟が実現するまで続くものと了解しております。

○受田委員 そこで、これは慣習的にそうなつておるのか、それとも手続規定にそうなつておる規定があるのか。国連の性格をちよつと。

なぜ私これを質問するのかわかると、南北朝鮮はそれぞれ、一九四九年一月と同年二月、一九五一年十二月及び一九五二年一月に国連加盟を申請しておるが、その事実があつたかどうかといふこととつながるので御質問しているわけです。

○鈴木(文)政府委員 いま御質問の点につきましては、まだ詳細存じておりませぬので、さつそく調べましてお答えさせていただきますと思ひます。

○受田委員 朝鮮民主主義人民共和国の国連加盟申請は、だから現在においても有効であると判断してよいかといふことです。つまり前に申請したものがいまも生きておると理解してよろしいかといふことです。

○鈴木(文)政府委員 たいだいまのお話がありました、申請をしたかどうかという事実関係ははっきりいたしませんので、ちよつとお答えしかねます。その点を調べました上で、それに対するお答えをさせていただきますと思ひます。

○受田委員 日本政府は次の国連総会に南北朝鮮の同時国連加盟ということを提案しようとしておるのですか。あるいは提案があつた場合にはこれ

に賛成しようとしておるのか。お答えを願ひます。

○大平国務大臣 国連に加盟するのは朝鮮半島における政府の問題でございませぬ。加盟する加盟することではございませぬ。かりに朝鮮半島における政権が加盟の意思を表明された場合に、国連のメンバーとして日本がどういふ態度をとるかといふ問題につきましても、目下鋭意検討いたしておりまして、総会までにはわれわれの態度をきめなければならぬと考えております。

○受田委員 秋の国連総会に南北朝鮮の国連同時加盟の決議が提出される予定と見るかどうか。また、それが提出されるとするならば、日本政府はその共同提案国となるかどうかといふことです。検討しなかつて、そういう一応の目標は日本政府が持つておらなければならぬ。昨年の失敗もあるわけですからね。このあたりで、すかつとした態度をもうすでおきめたいといひたい。

○大平国務大臣 それは受田さんが言うようにすかつとつかないのです。つまり加盟するかしないかは朝鮮半島における政権がきめる問題でございませぬ。加盟すべしとか、すべきでないとかいふような決議案を出すといふことは、私はあり得ないことと思ひます。そういう意思をそういう政権が表明された場合に日本が賛成するかどうかといふ問題につきましても、いま検討中だと答えたわけでありませぬ。

○受田委員 総理が行かれて発表された日米共同声明を見ても、韓国と言つていた佐藤総理のときと違つて、朝鮮半島といふことが用いられておるような状況である。これはけさ質問をされたようです。しかもきょうの新聞報道によると、韓国は南北朝鮮の国連への同時加盟の申請について日本に協力を要請しておるということである。こういう報道をわれわれのほうでは何つておるのですけれども、韓国はそういうことについて日本に協力を要請しておる。いかがですか。また中国

だつて、安保条約の存在をそのまま認めて、日本との外交を進めていこう、こういうふうな非常に幅の広い国際情勢が開けておるのですが、この韓国が南北朝鮮の国連加盟の申請について日本に協力を要請したということはまだ寡聞にして聞いていない、こういうことが言えれば、それでひとつ片づけてください。

○大平内閣大臣 韓国においては、南北朝鮮の国連同時加盟には反対しないという態度をとられておると私は承知いたしております。しかし、日本と韓国が相談して北朝鮮を加盟させようという事はできない相談でございます。加盟するかしないかは北朝鮮の問題なんでございます。北朝鮮がそういう意図を表明されるかどうか、私は存じませぬ。そういう場合におきましてどのように措置するかということは、そのときの問題だと思ひます。

○受田委員 その要請の事実はない、そういう報道があれば間違ひだ、こういうことですね。

○大平内閣大臣 いま申し上げたとおりの論理的な順序になるわけでございます、日本と韓国と相談して北朝鮮を国連に入れるなんということはできないのです。

○受田委員 私、この南北朝鮮の問題は、日本が一番関心を持たなければならぬ外交問題だと思ふのですが、共同声明は、日米両国が朝鮮半島における平和と安定の促進のために貢献する用意のあることを実際に表明しているおるのです。そうすると、その具体的な方策はどのようなことなのか。南の韓国の軍事力を強化することが平和と安定の促進となるのか。あるいは南北朝鮮を包括して平和と安定策が考えられなければならないと思ふのか。もしそうだとするならば、北朝鮮に対してはどのようなことをなすべきだと考えておるのか。共同声明からこの点を端的にお答えください。

○大平内閣大臣 朝鮮半島の運命は朝鮮半島における方々がまず第一義的に考えることになることでございます。わが国といたしましては、朝鮮半島の

平和と安定というものが確保されることを念願いたしておるわけでございます、そういう意味におきまして、共同声明におきましては、まず去年の七月、南北の間で自主的な統一を目ざしての対話が始まったことを歓迎するということと、また、対話しておるわけでございます。こういう新たな動きが進展を遂げまいして、朝鮮半島の統一、平和と安定という方向に漸次固まらざるやうに、われわれは少なくともじまをしておるやうに思ふのでございまして、そしてできればわれわれはそれをお手伝いすることを惜しんでならぬ、そう考へておるわけでございます。そういうラインで今度の国連における朝鮮問題の討議にも臨みたいと思つておりますが、具体的に今度討議される朝鮮問題につきまして、いま日本政府としてこういう態度で臨みますということをお通しして申し上げる段階には至っていないわけでございます。この総会までには、しかし少なくともきめなければならぬと鋭意検討中であると申し上げておるところでございます。

○受田委員 やはり日本が先行して態度を一応持つておく必要があると思ふのです。日本の外交というものは、情勢を見てその場でどっちへころほうかというふうなあいまいなことであると、昨年のような失敗を繰り返す。

私はちよつとここで伺いたたいのですが、朝鮮半島の安定策に貢献したいということであるならば、いまの南北朝鮮の軍事力というのはまず均衡がとれているというのか。われわれは軍事協力をしてはならないというのか。そういう考へがあるものでありますから、むしろ兵力を削減して平和への貢献というふうなことに強い平和外交方針を韓国へも呼びかけていく、世界の国々へも呼びかけていく、こういうことが平和愛好国家の日本の使命だと思ふのですが、南北朝鮮の軍事力というのは現在で均衡がとれておるのか。どう判断しますか。これはアジア局長、御答弁をいただきます。

○高島政府委員 韓国には、韓国の軍のほかに米軍が駐留しております、そのもとに北朝鮮との関係において安定が保たれているというふうに考へております。

○受田委員 日本が朝鮮半島の安定に貢献するという気持ちに共同声明にうたつておられることですが、韓国にある米軍が撤退をしていくということになると、いま南北の均衡が破れるというやうなことがある、あるいは北朝鮮よりも南朝鮮のほうが軍事力が劣つておる、こういうやうな判断をしておるのか。そういうやうなところへ日本外交も、朝鮮半島の安定ということになれば、南と北を両方考へていくべきなんです。佐藤声明のときは韓国とうたつてある。今度は朝鮮半島とうたつた以上は、南北双方に目を向けていかなければならないのですが、北のほうへはどういう目を向けておられるのですか。

○大平内閣大臣 仰せのとおり、朝鮮半島全体が平和と安定の方向に参りますことを希求いたしております。しかし、現在不幸にして南北に二つの政権があり、対話の道は開かれたというものの、対話のある対決の状態にあるということもわれわれは否定することができない現実であらうと思ふのであります。そういう局面におきまして平和のいしずえをどのようにして築いていくかということにつきまして、南北朝鮮においてもそれぞれお考へてございまして、何ができないか、そうたしまして何ができるか、何ができないか、そういうことにつきまして、われわれは、わかれわかれでも慎重に検討をして対処せねばならぬと考へておるわけでございます。軍事的な援助をすることができる立場にないことは、受田さんもよく御承知のことと思つてございまして、南北の軍事力の正確な評価は、私はそういう専門家でございます。しかし、いろいろの評価があることは承知いたしておりますが、私の立場で、均衡がとれておるとか、この局面において均衡を失しておるとか、そういうやうな権威のある発言を申し上げるほど自信はございません。

○受田委員 おしまいです、そういうことで朝鮮半島という広い範囲の安定を期待する共同声明が生まれてきておる以上は、南北朝鮮の国連加盟が同時に進められるという形を政府が希望し、そしてそれに協力する、原則としては一応南北朝鮮の国連同時加盟には賛成として考へていくのか、これだけをひとつ最後に、朝鮮半島の大きな規模を考へる場合に、これをひとつ正式に御答弁を願ひたい。それがすかつかつと出れば質問を終わります。

○大平内閣大臣 先ほどのあなたの御質問が同時加盟案を出すか出さぬかというやうな話でございます。それから、木で鼻をくくつたやうな御答弁になりました。恐縮でございますが、そういうことを希望するやうな姿のものにするかどうか、そういった点は、確かに今度の朝鮮問題の国連における討議の核心に触れることになるわけでございます。先ほど申し上げましたように、せつかくいま検討中であるということでございます。

○受田委員 原則的には賛成の態度であるかどうかです。つまり、具体的な問題は別として、南北朝鮮の国連同時加盟というのは好ましい姿として原則としては賛成である、そして田中総理がせつかく言つたこの問題はわれわれは取り上げていきたいものだということ。具体的に南北朝鮮を同時加盟したいというところへ持つていくかどうか、これは検討をせぬでもいいです、原則論ですか。原則論はどうかということ。原則も検討ですか。

○大平内閣大臣 現実的にこういう南北の対話のある対決の情勢を踏まえて、平和を現実的に建設的に積み上げてまいる方途といたしまして、国連加盟という問題は、確かにそういう方向への歩みとして評価すべきものと私は原則論として思ひます。ただ、この秋の国連総会におきまして具体的な日本政府がどうやるかということにつきましては、外務省の検討の域をまだ出ていないわけでございます。政府全体にまだおはかりしておりませんので、権威のある御答弁を申し上げることはたいへん非礼だ

まつた御答弁を申し上げます。

○大平内閣大臣 現実的にこういう南北の対話のある対決の情勢を踏まえて、平和を現実的に建設的に積み上げてまいる方途といたしまして、国連加盟という問題は、確かにそういう方向への歩みとして評価すべきものと私は原則論として思ひます。ただ、この秋の国連総会におきまして具体的な日本政府がどうやるかということにつきましては、外務省の検討の域をまだ出ていないわけでございます。政府全体にまだおはかりしておりませんので、権威のある御答弁を申し上げることはたいへん非礼だ

まつた御答弁を申し上げます。

○大平内閣大臣 現実的にこういう南北の対話のある対決の情勢を踏まえて、平和を現実的に建設的に積み上げてまいる方途といたしまして、国連加盟という問題は、確かにそういう方向への歩みとして評価すべきものと私は原則論として思ひます。ただ、この秋の国連総会におきまして具体的な日本政府がどうやるかということにつきましては、外務省の検討の域をまだ出ていないわけでございます。政府全体にまだおはかりしておりませんので、権威のある御答弁を申し上げます。

まつた御答弁を申し上げます。

と思うわけでございます。

○受田委員 ざりっぱな答弁、しかし、三十秒ほどひとつ——それではこれで質問を終わります。

○三原委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○三原委員長 ただいま委員長の手元に、加藤陽三君より本案に対する修正案が提出されております。

外務省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案

外務省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。  
附則中「昭和四十八年四月一日」を「公布の日」に改める。

○三原委員長 提出者よりの趣旨の説明を求めます。加藤陽三君。

○加藤(陽)委員 ただいま議題となりました外務省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

案文はお手元に配付してありますので、朗読は省略させていただきます。その要旨を申し上げますと、原案では、その施行期日を「昭和四十八年四月一日」としてありますが、すでにその日が経過しておりますので、これを「公布の日」に改めようとするものであります。

よろしく御賛成をお願い申し上げます。  
○三原委員長 これにて修正案についての趣旨の説明は終わりました。

○三原委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に付するのでありますが、別に討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

外務省設置法の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。  
まず、加藤陽三君提出の修正案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○三原委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除いて原案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○三原委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○三原委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○三原委員長 次回は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時十一分散会

昭和四十八年九月十一日印刷

昭和四十八年九月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

Y